

---

令和3年大和町議会3月定例会議会議録

---

令和3年2月26日（金曜日）

---

応招議員（18名）

1番	宍戸一博君	10番	渡辺良雄君
2番	児玉金兵衛君	11番	千坂裕春君
3番	佐々木久夫君	12番	門間浩宇君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	高平聡雄君

---

出席議員（18名）

1番	穴戸一博君	10番	渡辺良雄君
2番	児玉金兵衛君	11番	千坂裕春君
3番	佐々木久夫君	12番	門間浩宇君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	高平聡雄君

---

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	健康支援課長	櫻 井 和 彦 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	農林振興課長	遠 藤 秀 一 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	商工観光課長	浅 野 義 則 君
代表監査委員	櫻 井 貴 子 君	都 市 建 設 課 課 長	江 本 篤 夫 君
総 務 課 長	千 坂 俊 範 君	上下水道課長	蜂 谷 俊 一 君
まちづくり 政 策 課 長	千 葉 正 義 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	吉 川 裕 幸 君
財 政 課 長	菊 地 康 弘 君	教育総務課長	文 屋 隆 義 君
税 務 課 長	千 葉 喜 一 君	生涯学習課長	瀬 戸 正 昭 君
町民生活課長	阿 部 昭 子 君	総 務 課 危 機 対 策 室 長	児 玉 安 弘 君
子 育 て 支 援 課 長	小 野 政 則 君	税 務 課 徴 収 対 策 室 長	遠 藤 眞 起 子 君
福 祉 課 長	蜂 谷 祐 士 君	公 民 館 長	村 田 晶 子 君

事務局出席者

議会事務局長	櫻 井 修 一	主 任	渡 邊 直 人
主 任	浅 野 真 琴		

---

議事日程〔別紙〕

---

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

---

午前9時58分 開 会

議 長 (高平聡雄君)

関係者の皆さんがおそろいですが、始めてよろしいでしょうか。

皆さん、おはようございます。

会議の前に申し上げます。

本日の会議は、新型コロナウイルス感染症対策として傍聴席の出入り口の扉を常時開放し、休憩中は議場の両扉を開き換気を行います。議員及び執行部の皆様におかれましても会議中のマスクの着用をお願いいたします。

なお、シールドの張っている席でのマスク着用のご判断は各自でお願いして、必ずしもマスクを着用しなくても結構ですのでよろしくお願ひします。

皆様のご協力をよろしくお願ひします。

ただいまから令和3年大和町議会3月定例会議を開催します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

---

日程第 1 「会議録署名議員の指名」

議 長 (高平聡雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、7番馬場良勝君及び8番千坂博行君を指名します。

---

---

日程第 2 「議会期間の決定について」

議 長 (高平聡雄君)

日程第2、議会期間の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会議の議会期間は、本日から3月15日までの18日間にしたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、議会期間は本日から3月15日までの18日間に決定し

ました。

---

---

「諸般の報告」

議 長 （高平聡雄君）

続きまして、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、印刷してお手元に配付しているとおりで

---

---

「施政方針の表明」

議 長 （高平聡雄君）

ここで、町長より施政方針の表明があります。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

皆さん、おはようございます。

大和町議会3月定例会議に当たりまして、施政方針を申し上げたいと思います。

本日、ここに、令和3年大和町議会3月定例会議の開催に当たり、令和3年度行財政運営の考え方と一般会計当初予算案をはじめとします諸議案の概要についてご説明申し上げます。

初めに、2月13日午後11時8分福島県沖を震源とする地震が発生いたしました。被害を受けられました皆様方には心からお見舞い申し上げます。

本町の震度は5弱でありまして、午後11時50分に災害対策本部を設置し1号配備体制で町内全域の被害状況の確認を行ってまいりました。幸いにも人的被害はございませんでしたが、林道などで被害が発生し役場庁舎も一部被災いたしました。応急復旧によりまして町民皆様にご不便がないよう対処いたしております。また、現在は今回の地震により被害を受けられました方々に罹災証明書及び被災証明書発行窓口を税務課に設けまして申請の受付を行っているところでございます。

今回の地震により、改めて平時におけます備えの重要性を認識したところであり、町といたしましては町民の皆様の生命、財産を守るため引き続き危機管理体制の充実に努めるとともに、国、県や関係機関と連携を図りながら災害に強いまちづくりに取り組んでまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症でございますが、我々町民の生命と健康を守るた

め、日夜ご尽力いただいております医療従事者をはじめとするエッセンシャルワーカーの皆様にご心から感謝と敬意を表します。

国内の感染者数は、2月24日現在で42万人を超えるなど依然として猛威を振るい、いまだ緊急事態宣言が10都府県に発出されており予断を許さない状況が続いております。

政府が進める新型コロナウイルスワクチン接種につきまして、町も先月15日に新型コロナウイルスワクチン接種対策チームを設置し対応しており、現在黒川地域4市町村及び黒川医師会が連携を図りながら接種体制の構築を進めております。接種場所につきましては、地域内医療機関での個別接種に加え集団接種も視野に入れた検討を進めており、今後は対策チームを中心に全庁的な支援体制の下、迅速かつ適切にワクチンを接種できるよう万全の体制で準備を進めてまいります。

なお、ワクチン接種につきましては、国の補助金を財源とした補正予算を調整し1月21日の随時会議での補正予算に加えて今月12日にも専決処分をいたしましたので、ご報告申し上げます。

次に、吉田川流域の床上浸水対策事業であります。現在、国、県のご尽力により遊水地築堤工事や河道掘削工事等が予定どおり進捗しております。また、平成29年度から整備してまいりました高田中央橋架設工事がいよいよ来月完成を迎え、3月28日に開通式を執り行うことといたしております。これまで地域住民の皆様及び関係者の方々に多大なるご協力を賜り、改めて感謝申し上げます。この工事の完成によりまして吉田川床上浸水対策事業が大きく前進することとなりますので、一日も早く事業の完成が迎えられよう今後も国、県と連携を図りながら安全・安心のまちづくりに邁進してまいります。

次に、吉岡西部地区土地区画整理事業についてであります。県が平成30年5月に告示した仙塩広域都市計画区域の第7回定期見直しによりまして、本町では杜の丘北地区が特定保留地区に、岩倉地区及び吉岡西部地区が一般保留地区にそれぞれ位置づけられました。杜の丘北地区及び岩倉地区につきましては、既に市街化区域に編入され造成工事が進められているところですが、吉岡西部地区の市街化区域編入につきましては令和4年3月に開催予定の宮城県都市計画審議会へ付議される予定であり、現在諸課題をクリアするために国、県及び関係機関と鋭意協議等を進めているところでございます。

また、吉岡西部地区に関連いたします同地区内を通る県道大衡仙台線、これは都市計画道路北四番丁大衡線で国道457号線の一部が重複する路線でございますが、昨年

12月に宮床工区が完成し、朝夕の通勤・通学や物資の輸送など国道4号を補完し、本町の新しいまちづくりのさらなる発展には欠かすことのできない重要な路線となっております。県からは、本町の土地区画整理事業等の推進を踏まえ今後は都市計画街路事業として整備を進めると伺っておりますことから、吉岡西部地区の面整備と同時期に北四番丁大衡線の整備が時期を逸することなく一体的に施工できますよう引き続き県に強く要望してまいります。

さて、我が国の政治経済の状況であります。令和3年1月の月例経済報告では、景気は新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にあるが持ち直しの動きが見られるとして、12月と同様の総括判断を行っております。輸出は、アジア及びアメリカ向けの輸出が増加し今後も海外経済が改善する中で増加が続くことが期待されるものの、海外経済の下振れリスクには十分注意する必要があるとされております。新型コロナウイルスは世界中で猛威を振るい、さらにはその変異種が日本でも確認されるなど世界経済はまだ不安定な経済情勢にありますことから、本町といたしましても企業各社様の稼働状況や雇用状況そして税収等への影響を注視していかなければならないと考えております。

また、国の令和3年度予算につきましては、新経済・財政再生計画に沿った予算として、新型コロナウイルス感染症拡大防止に万全を期しつつ中長期的な課題にも対応する予算となっております。

予算のポイントとしては、コロナ感染拡大防止に備えた病床・宿泊療養施設の確保やワクチン接種体制の整備などに万全を期すとともに、デジタル社会の実現に向けて9月にデジタル庁を設置するとともに情報システム予算の一括計上を進め、マイナンバーカードと運転免許証の一体化を推進し、さらにはグリーン社会の実現に向け二酸化炭素排出削減に取り組む企業への成果連動型の低利融資制度の創設や、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、いわゆるカーボンニュートラルの実現に向けた革新的な技術開発を着実に実行することとされております。その結果、国の一般会計予算の規模は総額106兆6,097億円となり、前年度比で3兆9,517億円、3.8%増となり、社会保障費や新型コロナウイルス対策の費用の増加により9年連続で過去最大を更新することとなりました。

歳入において、税収は57兆4,480億円を見込み、前年度比で6兆650億円の減となり、その他収入は5兆5,647億円を見込み、前年度比で1兆241億円の減となっております。また、地方財政につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による地方税等が大幅な減収となる中、地方公共団体が行政サービスを安定的に提供しつつ防災・減災、



国土強靱化の推進などの重要課題に取り組めるよう、地方交付税等の一般財源総額は水準超経費を除く交付団体ベースで前年度並みの額が確保することとされました。

歳出面では、新型コロナウイルス感染症拡大防止、デジタル庁設置などによるデジタル社会・グリーン社会の実現などに係る財源の確保、防災・減災、国土強靱化のための緊急対策の推進などを図ることとされたところであります。

次に、本町の令和3年度の予算編成について申し上げます。

予算編成につきましては、今年度も令和3年度から5年度の中期財政見通しを策定し、単年度ごとの政策、事業執行に加え、複数年度の財政状況を踏まえて町の課題への計画的な対策、対応を図ることとしたものであります。

また、あわせて、国の予算編成や地方財政対策、社会保障・税一体改革など制度改革に対してその動向の把握に努め、迅速かつ的確な対応を図ることといたしました。

なお、中期財政見通しにつきましては、各課において公共施設長寿命化計画の策定が進められており施設整備の優先順位による改修事業費の予算要求がなされておりますが、各計画の実施年度どおりの施設改修を行った場合、財源不足を補うため財政調整基金を取り崩しての対応となります。その試算によりますと、財政調整基金の残高は平成30年度末の35億円をピークに令和2年度末の見込みでは26億円、令和3年度は21億円、4年度が14億円、5年度は6億円になるという大変厳しい予測となっております。また、町の地方債残高は、新規借入れの抑制により平成30年度は50億円まで順調に減少しておりましたが、今後見込んでいる事業の全てを実施した場合の予測では4年度が75億円、5年度は100億円に達し、8年度には140億円という厳しい状況が見込まれております。

さらに、本町は今年度も普通交付税の不交付団体となる可能性があります。自主財源の大きなウエートを占める法人町民税につきましては、コロナ禍の不安定な社会情勢の中、令和元年度と同じく決算で14億円の減収となった場合においても普通交付税はゼロとなり、その場合は減収補填債の借入れや財政調整基金を取り崩しての対応となりますことなども想定し、今後は年度間の財政調整を意識し、歳入の決算が予算を上回る見込みがある年度につきましては積極的に各種特定目的基金へ積み立てるなどの措置を行うなどして財政運営を図っていく必要がございます。

このように、中長期的には厳しい財政運営の中ではありますが、来年度の本町の歳入予算の根幹であります町税につきましては半導体産業の業績好調により法人町民税の増収を見込んでおり、地方交付税は町税収入の伸びによる基準財政収入額の増加により昨年度に引き続き普通交付税が不交付となることを見込んだものとなっております。

す。

一方、歳出におきましては、地域発展に向けた取組が徐々に実を結ぶ中、扶助費につきましては引き続き自然増となる状況であります。さらに、第4次総合計画に基づく事業を主眼にした施策の展開ほか、維持補修費等施設の老朽化による費用が増加傾向にあるところでございます。

編成いたしました予算を通して新年度の町財政を見ますと、歳入面では令和2年度の実績から推計しまして個人町民税がコロナ禍の経済活動の低迷などにより約1億5,400万円の減少を見込み、法人町民税は半導体関連産業が好調な予測から約3億3,200万円の増加を見込んでおります。固定資産税は、約2億4,100万円の増加を見込み、町税全体では前年度当初予算に比較して4億2,526万9,000円増額の58億6,984万9,000円を計上しております。

地方交付税につきましては、普通交付税の計上は行わないこととし、特別交付税は前年度並みの1億8,000万円、震災復興特別交付税は東日本大震災復興特別区域法に基づく課税免除について約5億2,000万円を見込み、全体では約1億2,500万円減の7億円を見込むものであります。

国庫支出金につきましては、災害復旧費が皆減となるものの、民生費及び土木費のそれぞれで約4億6,800万円の増額により約23億3,800万円を、また県支出金は民生費負担金の増額により約3,600万円増の約8億3,620万円と計上いたしましたところであります。

繰入金のうち基金繰入金は、財政調整基金から前年度より約1億9,600万円増の約9億1,850万円といたし、防衛施設周辺調整交付金基金から約9,400万円、ふるさと応援基金から約1,600万円のほか森林環境譲与税基金から約1,200万円の繰入れを措置いたしております。

また、町債につきましては、民生債、土木債及び教育債を計上いたしており、前年度に引き続いての起債で約5億600万円を計上いたしたところであります。

次に、歳出につきましては、重点事業や主な施策についてご説明申し上げます。

初めに、「教育と子育て環境に誇れるまちへ」についてであります。

未来を担う子どもたちへの教育の充実につきましては、吉岡小学校校舎が建築から48年目を迎え老朽化が著しくまた増加する児童への対応も困難な状況にありますことから、基本設計に引き続き校舎改築の実施設計費を計上いたしたところであります。

次に、学習の場と自然豊かな環境の中での志を高める人づくりプロジェクト事業として、土曜学習まほろば塾、夢と希望と志を語る会、ユメセン事業、志まなび塾を引

引き続き実施してまいります。

また、学校図書支援員、学習支援員の配置のほか、小学校の英語授業必修化への対応として令和元年度から外国語指導助手招致事業を3人から6人体制としておりますが、引き続き実施してまいります。

また、中学校におけるプログラミング教育の必修化によりまして、プログラミングロボットを活用した授業の取組の予算計上をいたしたところです。

学校給食につきましては、食材の高騰が続いておりますが、児童生徒の適正な栄養価の摂取と保護者の負担軽減を考慮して給食費を据え置くこととするための賄材料費の予算計上も引き続き実施いたしております。

子育て環境の充実・強化につきましては、幼児教育無償化への対応また保険診療の自己負担金を18歳まで助成するあんしん子育て医療費助成事業のほか認可外保育施設利用者補助事業、児童支援センター運営事業、児童館や放課後児童クラブ運営事業などを引き続き実施し安心して子育てができる環境の確保を図ってまいります。

私立保育園運営事業につきましては、4保育園に対しての運営費及び助成事業を行いますほか、保護者の就業状況を問わず幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園・保育所を整備いたします学校法人に対する補助金を計上し、待機児童を出さない安定した保育環境の整備を進めてまいります。

また、不妊治療を受けている夫婦に対して経済的・精神的な負担を軽減するために、特定不妊治療費の助成事業の関係予算の計上をいたしております。

次に、「若者や高齢者が働くことや生き甲斐にチャレンジしやすい豊かで輝くまちへ」についてであります。

まず、地域経済の持続的成長の促進につきましては、引き続き企業誘致活動を積極的に展開し就労の場の確保や財政基盤の確立を図ってまいります。

農業振興に関しましては、主食用米の需給調整と転作作物の推進を図るための水田農業対策事業、農地・水・環境の良好な保全と資質向上を図る多面的機能支払交付金事業、中山間地域の耕作放棄地の防止・解消を図る中山間地域等直接支払交付金事業、農地及び農業施設の維持補修整備を行う農業者や生産団体等に対して費用の一部を補助する農業環境整備事業費補助などに継続的に取り組んでまいります。

有害鳥獣対策につきましては、例年実績に応じて捕獲報償費・手当の負担金のほか被害防止柵等の購入に対する補助を実施してまいります。

林業振興としましては、森林環境譲与税による作業道整備を実施するほか県営事業の林道七ツ森泉ヶ岳線整備事業に取り組んでまいります。

新規事業といたしまして吉田地区土地改良事業に取り組み、農業の生産性向上や農業構造の改善に取り組んでまいります。

また、地域コミュニティの充実につきましては、各地区集会所の老朽化対策として施設修繕や改修に要する費用の一部を助成する集会所補助事業を実施してまいります。

次に、「移住・定住、そして観光を促進し、みんなが集う賑わいのあるまちへ」についてであります。

まず、移住・定住で人口増加に関しましては、周辺地域の人口流出や児童数の減少に歯止めをかけるための子育て支援住宅整備事業につきまして、宮床地区は新規4棟、吉田地区は追加の2棟の住宅建設費を計上しております。これまで整備いたしました各地区の入居状況につきましては、吉田地区は全3棟に、鶴巣地区が全8戸に入居が完了しており、落合地区につきましては2月21日に入居募集抽せん会を実施し全16戸で入居予定者が決定しました。現在、4月の入居に向けて手続を進めております。

また、空き店舗を活用する店舗物件取得・改修事業によりまして商店街の活性化を図るとともに、新たなまちづくり事業としては杜の丘北地区の住宅団地造成事業が順調に進んでおり、吉岡西部地区の市街化区域編入に全力で取り組みますとともに、黒川消防署や大和警察署の移転誘致につきましても関係機関に強く要望してまいります。

観光と賑わいのあるまちへにつきましては、観光案内の拠点として吉岡宿本陣案内所を引き続き運営し大和町への積極的な来訪者の呼び込みとおもてなしを行ってまいります。

昨年度は新型コロナウイルスの影響により延期といたしました富谷市との合同事業七ツ森ハーフマラソン大会につきましては、本年秋の開催を決定しております。新規事業としましては、七ツ森湖周辺を自転車で巡るレンタサイクル事業を行い、また七ツ森遊歩道の案内看板の改修を実施しまして、町のシンボル七ツ森、南川ダムを起点とした魅力ある自然交流エリアのPRを町内外に発信してまいります。

交通利便性の向上といたしましては、町民バス、デマンドタクシーの充実継続のほか、交通弱者への対応としまして高齢者福祉タクシー事業及び障害者への福祉タクシー助成券事業、高校生等への通学定期券購入費用の助成事業を引き続き実施してまいります。

また、商店街の活性化の拠点として、みんなが集い、にぎわう、学ぶ場の図書館機能などを併せ持つ多目的施設について、設置に伴います調査・検討を進めてまいります。

交通基盤の充実・強化に関しては、町道維持管理として舗装修繕、側溝修繕のほか、

道路新設改良では町単独事業として保福寺支線の測量・設計業務費を、国土交通省交付金事業として継続の悟溪寺橋橋梁修繕、舞野下草線軟弱地盤対策工事などを、防衛省交付金事業として継続の天皇寺地区外排水路整備及び深山線改良工事を実施してまいります。また、都市計画道路北四番丁大衡線の延伸整備に係ります県への負担金を措置するほか、町におきましても同路線に接続する吉田落合線の4車線化に向けた予算を計上し事業促進を図ってまいります。

次に、「健康と福祉の充実で笑顔あふれるまちへ」であります。

まず、健康づくりと福祉の充実といたしまして、黒川病院敷地内に病後児保育施設の建設が完了しており4月からの事業運営に向けて準備を進めております。障害者福祉につきましては、自立支援給付事業、地域生活支援事業を実施するとともに次期となる第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の策定が完了し計画に基づいて事業を進めてまいります。

健康づくりにつきましては、母子保健事業や健康たいわ21プラン推進事業、栄養改善事業等を継続して実施し、生活習慣病の予防に関する知識の普及啓発や町民の皆様の健康を支え守るための社会環境の整備を図ってまいります。

介護保険事業関係では、介護サービスの需要量・供給量の予測等を行い保険事業の円滑な実施を図るため第8期事業計画の策定が完了しましたので、計画に基づいて事業を進めてまいります。

そのほか、本庁舎窓口への手話通訳者並びに生活保護相談員につきましても引き続き配置をし、来庁される方々にご不便をおかけしないように対応してまいります。

次に、「災害・防犯・交通に安心安全なまちへ」であります。

初めに、子どもと高齢者の交通安全につきましては、天皇寺高田線の舗装改良と歩道区画のカラー舗装を行い、通学児童・生徒の安全確保事業を引き続き実施してまいります。

また、高齢者の交通安全対策は、安全安心まちづくり事業としてアクセル踏み違え防止装置等助成事業を継続して実施し、高齢者の交通事故防止を図ってまいります。

災害・防犯対策につきましては、平成26年度に策定した地域防災計画の改定に着手することとしております。防犯対策としての防犯カメラの設置につきましては、これまで設置しました14基に加えて2基を増設することとしております。

最後に、「そして未来のたいわに向けて」であります。

町を取り巻く状況は刻一刻と変化しており、さらなる企業進出が見込まれる反面、社会的な趨勢として人口減少と少子高齢化に直面することが予想されています。こう

した中、中心市街地の活性化や地区の特性を活かしたまちづくり、町の特徴を発信するまちづくりという課題に的確に対応すべく現在第5次総合計画の策定作業を進めており、新しい時代の元気なまちたいわを継続するため持続可能なまちづくりを進め、都市計画道路北四番丁大衡線の早期全線開通の実現、さらには吉田川床上浸水対策事業の早期完成について全身全霊で取り組んでまいります。

以上が、令和3年度当初予算の概要であります。経常的な施策事業につきましても併せて措置をしているところであります。これらの内容を盛り込みました一般会計当初予算額の概要であります。一般会計予算総額は126億3,600万円で前年度に比較し6億6,200万円、5.5%の増となったところであります。

次に、特別会計予算について申し上げます。

国民健康保険事業勘定特別会計では被保険者療養給付費が増額となり、介護保険事業勘定特別会計につきましても計画策定の完了により給付費の減額となっております。

財産区特別会計につきましては、3財政区会計ともそれぞれ所要の措置をいたしておりますが、吉田財産区特別会計には分収造林業務委託事業等の経費を措置いたしております。

奨学事業特別会計は、経済的な理由により就学が困難な方への貸付金について所要の措置をいたしております。

後期高齢者医療特別会計につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金について所要の措置をいたしております。

下水道事業特別会計につきましては、継続のマンホール浮上防止工事や吉田川流域下水道建設負担金を措置したことにより増額となっております。

農業集落排水事業特別会計及び戸別合併処理浄化槽特別会計につきましては、施設の維持管理経費を措置したものであります。また、下水3会計につきましては、令和5年度までに公営企業会計への移行を求められておりますことから地方公営企業法適用支援の経費を計上いたしております。

水道事業会計につきましては、安全・安心、安定的な給水に資するよう維持管理、施設設備の更新事業に要する経費を措置いたしました。

水道事業会計を除く令和3年度の各種会計予算の総額は183億7,013万8,000円となり、前年度当初予算と比較して7億1,932万8,000円、4.1%の増となったところであります。

以上が、令和3年度当初予算概要でございます。

次に、令和2年度補正予算について申し上げます。

報告第2号につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係ります人件費、ワクチン移送などの業務委託と除雪費の増額により6,855万9,000円を追加し、財源につきましては国庫支出金から855万9,000円と財政調整基金から6,000万円を繰入れする一般会計補正予算の専決処分を2月12日に行いましたので、ご報告するものでございます。

議案第8号の一般会計は、補正額5億6,269万円を減額し総額を159億3,932万6,000円とするもので、各費目におきまして人件費の調整、執行額の確定、契約の差金、事業費の精算調整によります減額措置をいたしましたほか、総務費では、新たに庁舎建設整備基金を創設して基金への積立てを行うほか、吉岡西部地区の市街地整備に充当する費用としてまちづくり基金への積立てを、医療費助成に係る防衛施設周辺調整交付金の基金への積立金などを措置するものであります。

民生費では、国保財政安定化支援事業の確定に伴う国民健康保険事業勘定特別会計への繰出金の増額、実績見込みによる障害自立支援給付費、未熟児養育医療給付費、児童手当支給費、母子父子医療給付費を追加し、土木費では、高田中央橋開通式に要します所要の経費を措置するものであります。

教育費では、吉岡小学校改築工事に要する費用として学校校舎建設基金への積立金を措置し、またコロナ対策で文部科学省の補助事業により小・中学校への消耗品と自動水洗等の備品購入に所要の費用を措置するものであります。

以上が、歳出の主なものでありますが、これらの経費に充てます財源といたしまして町税の法人町民税で3億3,828万3,000円、国庫支出金8,492万円、財産収入1,572万9,000円などを追加し、地方交付税7,000万円、県支出金4,002万3,000円、町債4億3,350万円などの減額対応といたしております。

また、議案第21号から議案第31号までの特別会計等の補正予算につきましても所要の措置を講じております。

次に、本日提出しております予算以外の議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第3号は、大和町庁舎建設整備基金条例につきまして、今後の庁舎建設及び整備に要する経費に充てる財源として基金を造成し適切に運用管理を行うもの。

議案第4号は、大和町職員定数条例につきまして、大和町職員定数管理計画の策定に併せ職員定数の総数及び期間の定数内訳の見直しを行うもの。

議案第5号は、大和町国民健康保険条例につきまして、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正により同法附則条項の規定が削られたことに伴い、所用の定義を具

体的に書き下ろす形に改めるもの。

議案第6号は、大和町介護保険条例につきまして、保険料率の適用期間を改め減額期間を削除するもの。

議案第7号は、大和町民俗談話室条例につきまして、所在地の分筆により地番の変更を行うものであります。

以上が、令和3年度に執行いたします町政の基本方針と提出議案の概要であります。今会議期間中に専決処分、条例改正、補正予算及び人事案件に係る議案を追加させていただき予定としておりますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

何とぞ慎重なるご審議をいただきまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

以上で、施政方針の表明を終わります。

---

日程第3「報告第2号 専決処分の報告について（令和2年度大和町一般会計補正予算）」

議長（高平聡雄君）

日程第3、報告第2号 専決処分の報告について（令和2年度大和町一般会計補正予算）を議題とします。

朗読を省略して、提出者の報告を求めます。財政課長菊地康弘君。

財政課長（菊地康弘君）

おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案書の1ページをお願いいたします。あわせて、別冊の歳入歳出補正予算事項別明細書（専決第3号）につきましてもご準備をお願いいたします。

報告第2号 専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和2年度大和町一般会計補正予算について、次のとおり専決処分をいたしましたので同条第2項の規定により議会に報告いたすものであります。

1ページ中ほどの専決処分書のとおりでありまして、専決処分の日は令和3年2月12日でございます。



2ページをお願いいたします。

令和2年度大和町一般会計補正予算（専決第3号）でございます。

第1条は、歳入歳出の予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ6,855万9,000円を追加いたしまして、予算の総額を165億241万6,000円とするものでございます。

第2項予算補正の款項の区分につきましては、議案書3ページの第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、別冊の事項別明細書（専決第3号）の3ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

16款2項3目衛生費国庫補助金1節保健衛生費補助金につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業といたしまして補助されるものでございます。

855万9,000円を追加計上するものであります。

20款2項財政調整基金繰入金は、歳入歳出の調整でありまして6,000万円を繰り入れるものでございます。

歳入は以上でございます。

議 長 （高平聡雄君）

健康支援課長櫻井和彦君。

健康支援課長 （櫻井和彦君）

続きまして、歳出でございます。

4款衛生費1項保健衛生費2目予防費でございます。新型コロナウイルスワクチン接種事業費の補正を行ったものでございます。本予算につきましては、当面必要となります予算を専決をさせていただき12月随時会議にて報告をさせていただきましたが、その後国からワクチン接種についてより詳しい事業計画等が示されましたので、追加となる予算を専決させていただいたものでございます。

1節につきましては、接種券の発送業務、コールセンターなどに従事いたします会計年度任用職員を雇用するものでございます。3節につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業に従事いたします職員の時間外勤務手当でございます。4節及び8節につきましては、会計年度任用職員に要するものでございます。10節につきましては、事務消耗品並びに接種開始時期等の住民の皆様への周知チラシ等に要します印刷費でございます。11節につきましては、65歳未満の方につきましては本年4月以降に接種券を発送することになりましたことから、これまで措置しておりました郵送代を200

万4,000円減額をいたし、新たにコールセンターに要します費用等を計上し差引き193万8,000円を減額いたすものでございます。12節につきましては、接種券基本作業委託契約によります差金87万9,000円を減額いたし、ワクチン接種データ入力等の業務委託費を見込み差引き684万6,000円を増額いたすものでございます。13節は、ワクチン集団接種に係ります予約システムの利用料を計上いたしております。17節につきましては、コールセンター設置のための机、椅子などの備品購入費でございます。

以上になります。よろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長 （江本篤夫君）

続きまして、7款2項1目道路維持費12節に係ります除雪費でございます。除雪費につきましては、12月に1月執行相当額といたしまして6,300万円の専決処分をさせていただき、その後の降雪状況等によりまして1月随時会議では2月、3月分に相当いたします執行相当額1億円の補正予算のご承認をいただき、総額2億8,200万円にて業務を実施しているところでございますが、今季は町内一円での断続的な降雪、積雪となったほか気温も零度を下回る日が連続して発生したことなどによりまして、1日の除融雪費は最大で1,600万円を超える日があるなど12月、1月分で想定いたしておりました額1億8,200万円を約6,000万円超過となりましたことから、令和3年2月12日付で超過相当額でございます6,000万円の専決処分をさせていただいたものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

以上で、報告第2号 専決処分の報告について（令和2年度大和町一般会計補正予算）を終わります。

ここで暫時休憩します。再開は午前11時とします。

午前10時51分 休 憩

午前11時00分 再 開

議長（高平聡雄君）

再開します。

- 
- 日程第 4 「議案第 3 号 大和町庁舎建設整備基金条例」
- 日程第 5 「議案第 4 号 大和町職員定数条例の一部を改正する条例」
- 日程第 6 「議案第 5 号 大和町国民健康保険条例の一部を改正する条例」
- 日程第 7 「議案第 6 号 大和町介護保険条例の一部を改正する条例」
- 日程第 8 「議案第 7 号 大和町民俗談話室条例の一部を改正する条例」
- 日程第 9 「議案第 8 号 令和 2 年度大和町一般会計補正予算」
- 日程第 10 「議案第 9 号 令和 2 年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」
- 日程第 11 「議案第 10 号 令和 2 年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算」
- 日程第 12 「議案第 11 号 令和 2 年度大和町宮床財産区特別会計補正予算」
- 日程第 13 「議案第 12 号 令和 2 年度大和町吉田財産区特別会計補正予算」
- 日程第 14 「議案第 13 号 令和 2 年度大和町落合財産区特別会計補正予算」
- 日程第 15 「議案第 14 号 令和 2 年度大和町奨学事業特別会計補正予算」
- 日程第 16 「議案第 15 号 令和 2 年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算」
- 日程第 17 「議案第 16 号 令和 2 年度大和町下水道事業特別会計補正予算」
- 日程第 18 「議案第 17 号 令和 2 年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算」
- 日程第 19 「議案第 18 号 令和 2 年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算」
- 日程第 20 「議案第 19 号 令和 2 年度大和町水道事業会計補正予算」

議長（高平聡雄君）

日程第4、議案第3号 大和町庁舎建設整備基金条例から日程第20、議案第19号  
令和2年度大和町水道事業会計補正予算までを一括議題とします。

朗読を省略して、提出者の報告を求めます。財政課長菊地康弘君。

財政課長 (菊地康弘君)

それでは、議案書の4ページをお願いいたします。

議案第3号 大和町庁舎建設整備基金条例でございます。

第1条は、設置でございますして、大和町庁舎建設及び整備に要する経費に充てるため、地方自治法第241条第1項の規定に基づきまして基金を設置するものでございます。こちらにつきましては、庁舎増築及び現庁舎の修繕費用も増えてございますのでこちらに充てさせていただくものでございます。

第2条につきましては、積立てでございますして、毎年度基金として積み立てる額は当該年度の予算で定める額の範囲内の額とするものでございます。

第3条の管理につきましては、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管をしていくものでございます。

第4条は、繰替え運用でございますして、町長は財政上必要があると認めるときは確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができるものでございます。

第5条は、運用収益の処理でございますして、基金運用から生ずる収益につきましては一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものでございます。

第6条は、処分でございますして、基金設置の目的の財源に充てる場合に限りまして基金の全部または一部を処分することができるものであります。

第7条は、委任でございますして、この条例に定めるもののほか基金の管理に関し必要な事項は町長が定めるものでございます。

附則といたしましては、この条例は公布の日から施行するものでございます。

なお、本日に予定されております議会全員協議会におきまして、庁舎増築に係ります町職員の検討内容を基本計画として取りまとめましたのでその概要をご報告させていただきます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長 (高平聡雄君)

総務課長千坂俊範君。

総務課長 （千坂俊範君）

それでは、議案書は5ページをお願いいたします。

議案第4号 大和町職員定数条例の一部を改正する条例でございます。

定数条例につきましては、町の機関に勤務する一般職の職員の定数に関して規定しているものでございますが、今般定員管理計画の策定に併せまして一部機関の定数の見直しと条文の整理を併せて行うものでございます。

改正後、改正前の表をご覧いただきたいと思っております。

第2条本文につきましては、定数の総数といたしまして240名を加えまして字句の整理を行うものでございます。

同条中、第1号につきましては定数を183人から193人に、第5号の定数を55人から29人に改め、第7号につきましては字句の整理を行うものでございます。なお、この定数の考え方につきましては、全員協議会におきまして定員管理計画のご説明と併せて説明をさせていただきますのでよろしくお願いをいたします。

第3条につきましては、見出しとしまして職員の定数の配分を付するものでございます。

第4条第1項につきましては、定数外となる職員の規定を整理するものでございます。改正前の第1号及び第2号につきましては、地方公務員法の根拠を表記するとともに第1号として整理をいたすものでございます。改正前の第3号は、繰り上げて第2号とするものでございます。改正前の第4号は、職員団体専従休暇に自己啓発休業を加えまして法の根拠条文を表記する形に改めまして第3号に繰り上げるものでございます。改正後の第4号は育児休業の承認を受けた職員を、第5号は他団体への派遣職員を、6ページになりますが、第6号は併任職員を定数外の職員に加えるものでございます。

同条第2項は、第1項の改正に併せましての整理と字句の表記を改めるものでございます。

附則は施行期日でございまして、令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

議長 （高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長 （阿部昭子君）

続きまして、7ページをお願いいたします。

議案第5号 大和町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

今回の条例改正につきましては、国におきまして本年2月3日に新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が公布され、2月13日から施行されました。その中で、新型コロナウイルス感染症に関する新型インフルエンザ等対策特別措置法の特例を定めている附則第1条の2の一部が削除する改正がなされたものであります。そのため、同法の規定を引用して新型コロナウイルス感染症の定義を行っている大和町国民健康保険条例制定附則第2項の規定について、定義を具体的に書き下ろす形に改めたものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

福祉課長蜂谷祐士君。

福祉課長 （蜂谷祐士君）

続きまして、議案書8ページをお願いいたします。

議案第6号 大和町介護保険条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

今年度、3年に1度の介護保険事業計画を策定し、今回が第8期の計画となります。その第8期介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険料の料率の適用期間を改正するものでございます。また、令和元年10月の消費税率引上げに伴い段階的に低所得者の保険料軽減強化をしてみりましたが、令和2年度はその保険料軽減を完全に実施している状況でありますので、今年度以降においても基準適用されますよう減額賦課の期間を改正するものでございます。

改正前、改正後の比較表をご覧いただきたいと思います。

第2条第1項の規定の一部改正につきましては、改正前で平成30年度から平成32年度までとなっているところを令和3年度から令和5年度と改正するものでございます。

また、同条第2項から第4項の規定の一部改正につきましては、改正前では平成31年度から令和2年度までの減額期間を解除するものでございます。

附則でございます。第1項施行期日としまして、この条例は公布の日から施行し令

和3年4月1日から適用するものでございます。第2項経過措置としまして、改正後の大和町介護保険条例第2条の規定は令和3年度以降の年度分の保険料について適用し、令和2年度分までの保険料についてはなお従前の例によるものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

生涯学習課長瀬戸正昭君。

生涯学習課長（瀬戸正昭君）

それでは、続きまして議案書10ページをお願いいたします。

議案第7号 大和町民俗談話室条例の一部を改正する条例でございます。

大和町民俗談話室条例の一部を次のように改訂いたすものでございます。

第2条におきまして、民俗談話室の名称、位置を定めているところでございますが、民俗談話室は個人の土地をお借りして設置いたしております。今回、土地の分筆により建物が建っております土地の地番が変更となりましたことから、今回位置を館下46番地の1から館下46番地の3に改正いたすものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

財政課長菊地康弘君。

財政課長（菊地康弘君）

それでは、議案書の11ページをお願いいたします。あわせて、別冊の歳入歳出補正予算事項別明細書（第9号）につきましてもご準備をお願いいたします。

議案第8号 令和2年度大和町一般会計補正予算（第9号）でございます。

第1条は、歳入歳出の補正でございます。歳入歳出それぞれ5億6,269万円を減額いたしまして予算の総額を159億3,972万6,000円とするものでございます。第2項予算補正の款項の区分につきましては、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条繰越明許費は、第2表により規定するものであります。

第3条債務負担行為の補正は、追加及び変更でありまして第3表に規定するもので

あります。

第4条地方債の補正は、追加及び変更でありまして第4表により規定するものであります。

それでは、14ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費でございまして、令和3年度へ繰り越して執行する見込みのある事業について記載の金額を限度として議決をお願いするものであります。

初めに、4款1項新型コロナウイルスワクチン接種につきましては1,338万9,000円を、4款2項災害廃棄物処理は550万円を、7款2項道路修繕は3,278万6,000円を、同じく道路改良は2億2,401万5,000円を、7款3項河川改良は710万円を、7款4項都市計画道路測量設計は550万円を、同じく都市公園整備は1億2,929万3,000円を、7款5項子育て支援住宅整備は8,927万1,000円を、8款1項消防施設設置負担金は165万円を、9款1項新型コロナウイルス感染症対策は120万円を、9款2項吉岡小学校改築基本設計は767万1,000円、同じく新型コロナウイルス感染症対策は530万2,000円を、9款3項新型コロナウイルス感染症対策は209万9,000円を、10款2項道路橋りょう災害復旧は3,803万7,000円を、10款2項河川災害復旧は3,184万2,000円をそれぞれ限度としてお願いするものであります。

合計では、15件5億9,465万5,000円でございます。

15ページをお願いいたします。

第3表債務負担行為でございまして。

初めに、追加でございます。令和2年度中に発注、調達行為を行うために債務負担行為についてのご承認をお願いするものであります。

初めに、上の表の追加でございます。5つの事業につきましては、令和3年4月1日の業務から開始されるものもしくは小中学校の新学期開始早々から業務または賃貸借が必要な事業でございます。期間につきましては、事項の1つ目から4つ目までが令和2年度から3年度までとなり、5つ目の事業につきましては令和2年度から令和5年度を充ててあります。限度額につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

次に、下の表の変更でございます。内容につきましては錯誤でございまして、正しい形に改めるものでございます。事項の列の1つ目、もみじヶ丘保育所警備業務につきましては、当初期限を令和3年度までとしておりましたが令和5年度までの誤りでございましたので変更をお願いするものでございます。2つ目の新型コロナウイルス感染症影響農業対策資金利子補給につきましては、当初期限を令和6年度とし限度額



が40万円を見込んでおりましたが、実際の借入額と借入見込額の調整によりまして期限を令和7年度まで、限度額を625万円に変更をお願いするものでございます。3つ目の教育ふれあいセンター警備業務につきましては、当初限度額を211万7,000円をお願いしておりましたが、消費税等相当額を見込んでございませんでしたので限度額を232万8,000円へ変更をお願いするものでございます。

16ページをお願いいたします。

第4表地方債補正でございますが、初めに追加でございます。減収補てん債ですが限度額6,760万円でございます。減収補てん債は通常地方税の減収相当分での借入れとなりますが、令和2年度中の特例で減収の対象が各種の税交付金などまで拡大されたことによりまして新たに借入れを行うものでございます。また、起債の方法、利率及び償還の方法は掲載のとおりでございます。

次に、17ページの変更でございます。

補正前と補正後を上下に表しております。1つ目の公共施設等適正管理推進事業債及び2つ目の公共事業等債、1つ飛びまして4つ目の地方道路等整備事業債につきましては、事業費の確定または見込みによりまして充当事業の調整により限度額をそれぞれ記載のとおり減額または増額するものでございます。3つ目の一般事業債につきましては、当初子育て支援住宅で不足する財源を地方債で充当する予定でございましたが、工事費の確定及び3月補正で不用額が生じたことから借入れは行わず、補正前が3億7,980万円からゼロとするものでございます。5つ目の臨時財政対策債につきましては、令和2年度予算編成の際に普通交付税の交付団体となる見込みとして補正前の額を1億円で計上しておりましたが、結果不交付となりまして不交付団体は借入れができないことからゼロとなるものでございます。また、起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同様でございます。

それでは、別冊の事項別明細書（第9号）の3ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

1款1項1目個人につきましては、現在の収納を反映し2,338万4,000円を減額するものであります。

同じく2目法人につきましては、収入見込額のうち1節現年課税分3億3,828万3,000円を追加するものであります。

1款4項1目町たばこ税及び次の1款5項1目入湯税は、減収の見込みからそれぞれ減額するものであります。

2款3項1目森林環境譲与税につきましては、額の確定見込みによりまして追加す

るものであります。

12款1項1目地方交付税につきましては、本年度不交付団体となりましたことから計上しておりました7,000万円を減額いたすものであります。

15款1項1目総務使用料は、コロナ禍で南部コミュニティセンターの利用が減りましたことから施設使用料38万5,000円減額するものであります。

2目民生使用料は、コロナ禍でひだまりの湯を使用中止としておりますことから195万円を減額するものであります。

5目土木使用料につきましては、1節から3節を実績及び今後の見込みにより追加または減額するものであります。

6目教育使用料につきましては、1節から4節を利用実績または見込みによりましてそれぞれ減額するものであります。

15款2項3目衛生手数料の1節清掃手数料は、環境管理センターで処理量の増加によりまして1,020万円を計上するものであります。2節飼犬手数料は、狂犬病予防接種頭数などの実績によりまして減額するものです。

4目土木手数料は、屋外広告物許可件数の実績見込みにより増額するものであります。

16款1項1目民生費国庫負担金につきましては、1節、3節、4節の各負担金につきましてそれぞれ交付決定実績見込みによりまして減額または増額するものであります。

2項1目総務費国庫補助金の1節から3節につきましては、事業実績見込みによりまして減額と追加であります。

5ページをお願いいたします。

2目民生費国庫補助金の2節児童福祉費補助金につきましては、事業実績の見込みによりまして増額であります。3節及び4節につきましては、子育て世帯臨時特別給付金給付事業の実績見込みによりましてそれぞれ減額するものであります。

3目衛生費国庫補助金につきましては、災害廃棄物処理の事業実績見込みによりまして減額でございます。

4目土木費国庫補助金の1節道路橋りょう費補助金は舞野下草線、小鶴沢線、中坪渋井線の事業実績見込みによりまして減額と、復興交付金事業の事業完了に伴います追加でございます。2節住宅費補助金につきましては、蔵下住宅1号棟外壁等改修工事の実績見込みによりまして減額するものでございます。

5目消防費国庫補助金につきましては、木造戸建て住宅耐震改修工事助成事業及び

危険ブロック塀除去助成事業の事業実績見込みによります減額であります。

6目教育費国庫補助金の1節小学校費補助金は、要保護及び準要保護児童生徒援助費及び特別支援教育就学奨励費の実績見込みによります減額と追加でございます。3節中学校費補助金は、特別支援教育就学奨励費の実績見込みによります減額でございます。5節社会教育費補助金につきましては、家庭教育支援各種事業等の実績見込みによります減額でございます。7節学校保健特別対策事業費補助金は、新型コロナウイルス感染症対策に要する備品購入に対する補助金として追加するものであります。

7目特定防衛施設周辺整備調整交付金につきましては、事業の確定により追加するものであります。

3項1目総務費委託金につきましては、外国人登録事務費の事業実績見込みによります減額でございます。

6ページでございます。

17款1項1目総務費県負担金につきましては、移住支援事業の実績見込みによる減額であります。

2目1節、3節、4節は交付決定事業実績見込みによる減額であります。

2項2目民生費県補助金につきましては、事業実績見込みによる減額であります。

4目農林水産業費県補助金は、各種事業の交付決定、事業実績見込みによる追加及び減額であります。

5目消防費県補助金は、事業実績見込みによる減額であります。

6目教育費県補助金は、子どもの心のケアハウス事業の事業実績見込みによる減額であります。

7目市町村振興総合補助金は、対象事業5件の確定見込みによる減額であります。

9目災害復旧費県補助金は、事業の実績見込みによる追加であります。

7ページをお願いいたします。

10目商工費県補助金は、新型コロナウイルス関連事業補助金の実績見込みによる減額です。

3項1目総務費委託金につきましては、各種統計調査の交付決定、事業実績見込みによる追加及び減額であります。

18款1項1目財産貸付収入は、新規貸付けによる追加であります。

2目利子及び配当金につきましては、各種基金利子収入につきまして収入見込額による調整であります。

2項1目不動産売払収入は、小野字明通ほかの土地売払い収入の追加であります。

2目物品売払収入は、自動車等の売払いによる追加であります。

19款1項3目教育費寄附金は、実績見込みによる減額であります。

8ページをお願いいたします。

20款1項1目財産区特別会計繰入金につきましては、台風第19号の作業道災害復旧に対する宮床生産森林組合の補助金確定に伴います減額であります。

20款2項1目財政調整基金繰入金につきましては、財源調整により減額いたすものであります。

2目防衛施設周辺整備調整交付金基金繰入金につきましては、充当事業費の調整により追加するものであります。

4目ふるさと応援基金繰入金は、充当事業費の確定によりまして減額調整いたすものであります。

5目東日本大震災復興基金繰入金につきましては、充当事業費の実績見込みにより減額するものであります。

22款5項1目納付金につきましては、コロナで給食が休止となりましたことにより学校給食費の実績見込みにより減額するものであります。

2目場外車券売場交付金につきましては、実績見込みによります減額であります。

3目雑入につきましては、電話使用料からひだまりの丘設備使用料につきまして実績見込みまたは事業費確定によりそれぞれ調整し、その他収入につきましては保守、売払い収入及び道路台帳等コピー料金をそれぞれ調整し追加計上するものであります。

23款1項2目農林水産業債につきましては、宮床基幹集落センター屋根塗装修繕工事等の事業費確定に伴います減額でございます。

3目土木債1節公共事業等債につきましては、悟溪寺橋橋梁修繕工事への充当により計上いたすものでございます。

9ページをお願いいたします。

2節一般単独事業債につきましては、子育て支援住宅建設費及び各種の道路整備事業へ充当を予定いたしておりましたが、入札による工事費の減や3月補正の財源調整により減額するものでございます。

5目臨時財政対策債につきましては、令和2年度につきましても不交付団体となったことに伴い減額いたすものでございます。

7目減収補てん債につきましては、地方消費税交付金等の減収見込みを補填するために追加で計上いたすものであります。

歳入につきましては以上でございます。

議長（高平聡雄君）

総務課長千坂俊範君。

総務課長（千坂俊範君）

それでは、議案書10ページから、歳出でございます。

1款1項1目議会費でございます。3節につきましては、議員改正に伴います特別職期末手当の確定により減額いたすものでございます。8節は、議員の費用弁償、職員の随行旅費の精算見込みにより減額するものでございます。9節は、新型コロナウイルス感染症により各団体総会等の案内が減少しましたことによりまして今後の見込みを踏まえまして減額をするものでございます。10節は、議員皆様の作業着、防寒服等の支出額の確定、中止となりました議場コンサート出演者の昼食代、議会広報紙の印刷費確定によりまして減額をいたすものでございます。11節は、議員改正に伴います名札等の書換え費用の確定により減額いたすものでございます。12節は、中止となりました議場コンサートの楽器輸送費等を減額いたすものでございます。18節は、コロナ禍による事業中止等によりまして町村議会議長会、全国議長会の負担金を減額いたすものでございます。

次に、2款1項1目一般管理費でございます。2節、3節、次の11ページ、4節につきましては、一般職員等の人件費の調整を行うものでございますが、3節の時間外勤務手当につきましては県消防操法大会が中止によりまして訓練等の際の時間外勤務手当を減額するものでございます。また、職員退職組合につきましては特別負担金について追加をお願いするものでございます。

なお、以下の各款科目の2節、3節、4節の人件費関係につきましては、給料各手当の支給見込み、共済費の実績見込みなどにより調整するものでございますので、説明は省略をさせていただきたいと存じます。

それでは、11ページをお願いいたします。

8節につきましては、区長会議の縮小によります行政区長への費用弁償、会議等出張の減少による普通旅費、職員研修所の研修の一部中止等による特別旅費それぞれ減額をいたすものでございます。10節は、区長会議を縮小したことによります未執行額を減額するものでございます。11節は、行政区長等の傷害保険料の額の確定によりまして減額をいたすものでございます。12節は、職員健康診断委託費、区長配達業務委託費の確定見込みによりまして減額いたすものでございます。18節は、市町村職員研

修所負担金の確定見込みにより減額いたすものでございます。

続きまして、2目文書広報費でございます。3節は、時間外勤務手当でございますが、CM大賞に不参加のため減額をいたすものでございます。7節は、宮城大学学生によります記事作成企画がコロナ等の影響で中止したことによりまして減額をいたすものでございます。8節は、セミナー不参加による未執行分を減額いたすものでございます。10節は、広報たいわに関する印刷製本費の実績見込みによる減額でございます。13節は、大型プリンター賃貸借費用の確定によりまして減額をいたすものでございます。17節は、紙折り機購入費の確定によりましての減額でございます。18節は、広報セミナー不参加による減額でございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議 長 （高平聡雄君）

財政課長菊地康弘君。

財政課長 （菊地康弘君）

続きまして、3目財産管理費でございます。24節につきましては、財政調整基金から生じた利子の実績により積立てを追加するものでございます。まちづくり基金には、今後予定しております吉岡西部地区土地区画整理事業などへまちづくりの関連事業費として5,000万円を積み立てるものでございます。東日本大震災復興基金につきましては、同条例の附則に本年3月31日限りでその効力を失うとございますので、減額いたしまして繰入金との調整により基金残高をゼロとするものであります。

5目財産管理費10節につきましては、燃料費は公用車の燃料費、印刷製本費は施設使用許可申請書、光熱費は庁舎等の電気・水道料金、修繕料につきましては今後必要となる予算を残しまして不用となる見込額を減額するものであります。12節につきましては、議会専用車マイクロバス運転業務のほか吉岡コミュセン、南部コミュセンの施設管理業務費の契約差金または実績見込みによりまして減額いたすものであります。14節につきましては、鶴巣防災センタートイレ改修等の工事が完了したことによる減額でございます。24節につきましては、将来の庁舎増築または既存庁舎の老朽化整備のための庁舎建設整備基金を設置いたしまして積み立てるものでございます。

以上でございます。

議 長 （高平聡雄君）

まちづくり政策課長千葉正義君。

まちづくり政策課長 （千葉正義君）

続きまして、6目企画費でございます。今回の補正では、本年度米軍実弾射撃移転訓練が実施されなかったことによりましてその経費の減額や、その他事業につきましても実績見合いにより予算を減額いたしております。

初めに、3節につきましては、米軍実弾射撃移転訓練未実施により従事職員の時間外勤務手当の減額でございます。7節は、本年度予定しておりました住民協働ワークショップの講師謝礼を3万円を見込んでおりましたが開催できなかったための減額、それと地域公共交通会議委員謝礼、総合計画策定懇談会委員謝礼の開催実績によります減額でございます。8節は、地方創生の関係の視察を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症関連で実施できなかったことによります減額でございます。10節は、米軍実弾射撃移転訓練時の公用車の燃料代でございます。12節は、町民バス運行業務、デマンドタクシー運行業務につきまして3か年契約の初年度であり、入札によります額確定によります減額でございます。13節は、8節と同様、地方創生関係の視察時の車借り上げ、有料道路通行料の減額とデマンドタクシー運行管理システムの契約によります額確定に伴い減額いたすものでございます。17節は、バス停留所標識等の更新事業の事業完了によります減額でございます。18節は、高等学校通学費助成事業は高校の4月、5月臨時休業によります補助申請の減によります実績見合いで減額と、デマンドタクシーの運行維持車両購入につきましては申請がなかったのがその分の減額、県移住支援事業につきまして当初世帯での移住ですと1件100万円というものを見込んでおりましたが単身での移住1件60万円の実績となり減額いたすものでございます。24節につきましては、特定防衛施設周辺調整交付金の2次交付によります子供医療費助成事業に係ります基金の積立て5,000万円分と利子分の増額をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 （高平聡雄君）

総務課長千坂俊範君。

総務課長 （千坂俊範君）

続きまして、7目電子計算費でございます。11節は、本庁と出先機関とのネットワ

ーク通信契約費等の確定見込みによりまして減額いたすものでございます。12節は、電算機器保守費用等の確定によりましての減額でございます。

13ページをお願いいたします。

13節につきましては、機械借り上げ料、システム利用料それぞれ契約額の確定によりましての減額でございます。14節は、サーバー室のエアコン設置工事等の事業費確定により減額をいたすものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（高平聡雄君）

総務課危機対策室長児玉安弘君。

総務課危機対策室長（児玉安弘君）

続きまして、9目交通安全対策費でございます。7節につきましては交通安全指導員の報償費確定見込みによる減額、8節につきましては交通安全指導員の費用弁償額確定見込みによる減額、10節につきましては交通安全指導員装備品購入費等の確定見込みによる減額、11節は交通安全指導員の災害保険料確定による減額、18節はアクセル踏み違え防止装置等助成事業の確定見込みによる減額でございます。

次に、10目無線放送施設管理費でございます。10節は同報系設備屋外拡声小局の基盤修理に要する費用の追加を、11節は移動系設備再免許申請手数料の追加をお願いするものでございます。

以上でございます。

議長（高平聡雄君）

総務課長千坂俊範君。

総務課長（千坂俊範君）

続きまして、11目女性行政推進事業費でございます。1節及び8節につきましては、男女共同参画推進審議会の開催実績により減額をいたすものでございます。7節につきましては、研修講師謝礼の実績によりましての減額でございます。

次に、12目消費者行政推進事業費でございます。7節は、講座講師謝礼の実績により減額をいたすものでございます。8節は、消費生活相談員費用弁償の実績見込みにより減額をいたすものでございます。



次に、13目諸費でございます。1節は、表彰審査委員への報償を開催実績により減額をいたすものでございます。

14ページでございます。

7節は、人権擁護作文コンクールの中止によります謝礼、結婚支援セミナー講師謝礼等の確定によりまして未執行分を減額をいたすものでございます。8節は、表彰審査委員の費用弁償を開催実績により減額をいたすものでございます。11節につきましては、表彰式、婚活イベントの案内通知に係る郵便料を実績により減額をいたすものでございます。12節は、婚活イベント企画の業務委託費確定によりましての減額でございます。13節は、内容変更がありました婚活イベントの会場使用料、中止をいたしました視察研修のバス借り上げ料、高速料金を減額するものでございます。14節は、防犯カメラ設置工事費の実績確定により221万9,000円の減額のうち121万9,000円を減額するものでございます。18節の負担金は、黒川地区後継者対策推進協議会の婚活イベント中止により負担金が減額されたことによるものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（高平聡雄君）

財政課長菊地康弘君。

財政課長（菊地康弘君）

それでは、同じく13目諸費のうち財政所管分をご説明させていただきます。14ページの18節補助金でございます。こちらにつきましては、作業道補修工事の完了によりまして補助金が確定したことにより減額するものでございます。

以上でございます。

議長（高平聡雄君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長（江本篤夫君）

同じく、13目諸費のうち都市建設課で所管してございます防犯対策費の中の防犯等に係ります費用でございます。10節につきましては、光熱水費の執行見込みによります減額でございます。14節につきましては、地域より要望のありました防犯灯新設工事の確定見込みによります減額をお願いするものでございます。

以上でございます。

議 長 （高平聡雄君）

税務課長千葉喜一君。

税務課長 （千葉喜一君）

それでは、続きまして、2項徴税费2目賦課徴收费でございます。7節は、納税推進ポスター応募に係ります記念品代及び納税貯蓄組合への完納報奨金の実績見込みによります減額補正でございます。8節は、コロナウイルス感染症の影響を考慮いたしまして納税貯蓄組合連合会の研修会を自粛したことによります職員旅費の減額補正でございます。10節は、納税貯蓄組合総会時のお茶代及び町税等納税通知書等の印刷製本費に係ります執行見込額を勘案いたしました減額の補正でございます。

15ページをお願いいたします。

11節は、各種振込手数料等の実績見込みによります減額補正でございます。12節は、令和3年度税制改正対応業務及び滞納管理システム保守委託料の執行額確定によります減額補正でございます。13節につきましては、共通納税システム等に係りますシステム利用料等の執行見込みによります減額補正でございます。22節につきましては、税額変更等に伴います還付金の執行見込額によります減額補正をお願いするものでございます。

よろしくをお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長 （阿部昭子君）

続きまして、3項1目戸籍住民基本台帳費につきましては、住民基本台帳システム及び戸籍システムに係る減額でございます。12節につきましては、社会保障税番号制度に係ります住民基本台帳システム改修及び戸籍システム改修、コンビニ交付システム保守の契約実績見合いの減額であります。13節につきましては、マイナンバー等裏面プリンターの借り上げ料の契約実績見合いの減額になります。18節につきましては、個人番号カード関連事務委託交付金の実績見込みにより減額補正するものでございます。

以上です。よろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

まちづくり政策課長千葉正義君。

まちづくり政策課長 （千葉正義君）

続きまして、5項1目統計調査費でございます。今回、歳出の補正はございませんが歳入の補正でご説明しました県の委託金の増額により財源の組替えを行ったものでございます。

よろしく願いします。

議 長 （高平聡雄君）

総務課長千坂俊範君。

総務課長 （千坂俊範君）

6項1目監査委員費でございます。

16ページをお願いをいたします。

1節及び8節につきましては、監査等の出席報酬、費用弁償、さらには中止となりました全国研修セミナー等の費用弁償及び職員随行旅費につきまして減額をいたすものでございます。18節は、事業中止等に伴いまして宮城黒川地方町村監査委員協議会の負担金を減額をいたすものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

福祉課長蜂谷祐士君。

福祉課長 （蜂谷祐士君）

続きまして、3款1項1目社会福祉総務費でございます。1節は、日本赤十字社の業務に携わる事務補助員及び生活保護相談員分の実績見込みにより減額するものでございます。7節は、地域福祉計画推進協議会の開催実績見込みにより減額するものでございます。8節は、日本赤十字社業務に携わる事務職員、生活保護相談員の交通費を減額するものでございます。10節は、社会福祉業務に関わります消耗品費、燃料費

を減額するものでございます。11節は、電話料金を減額するものでございます。12節は、セラピー広場の管理業務実績及び広場樹木への害虫駆除が発生しなかったため委託部分を減額するものでございます。24節は、長寿社会対策基金利子の収入見込みにより増額するものでございます。27節は、保険財政運営支援費事業並びに保険基盤安定制度費事業に関わります医療費等の見込みに伴い、国民健康保険事業勘定特別会計への繰出金を追加するものでございます。

続きまして、2目老人福祉費でございます。10節は、敬老事業及び高齢者福祉タクシー助成事業に係ります消耗品の実績見込みにより減額するものでございます。

17ページをお願いいたします。

13節は、駐車場の使用見込みがありませんでしたので減額するものでございます。19節は、敬老祝金、100歳の特別敬老祝金、介護用品助成事業費、老人保護措置費、高齢者タクシー助成事業費の実績見込みにより減額するものでございます。27節は、介護保険事業勘定特別会計への介護給付費、人件費、事務費、地域支援事業費に関わります繰出金を減額するものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長 （阿部昭子君）

同じく、3目国民年金費22節につきましては、令和元年度年金生活者支援給付金に係る返還金の額確定見込みによるものでございます。

よろしくをお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

健康支援課長櫻井和彦君。

健康支援課長 （櫻井和彦君）

続きまして、4目障害者福祉費でございます。1節につきましては、会計年度任用職員により予定しておりました障害児等の巡回支援専門員を外部より招聘いたしましたことによりまして、7節から支出することになったことによりまして減額を行うものでございます。7節でございます。ただいま申し上げました巡回支援専門員の謝金の増

額、あわせまして、身体障害者相談員、障害者福祉計画推進協議会委員、手話通訳者に係ります謝金等の確定見込みによりまして減額を行うものでございます。8節につきましては会計年度任用職員に係ります費用弁償、10節は食糧費の確定見込みにより減額するものでございます。12節でございます。障害福祉計画、障害児福祉計画策定委託料の確定のほか訪問入浴サービス、日中一時支援事業委託料を利用実績見込みにより増額をお願いし、移動支援などの委託料につきましては実績見込みによりまして減額をお願いしまして、合わせて87万6,000円を減額するものでございます。次いで、18節でございます。障害者自立支援審査会に係ります黒川地域行政事務組合負担金の確定、補助金につきましてはコロナ禍によりまして活動を休止いたしました身体障害者福祉協会、自発的活動支援団体への補助金支出を行わなかったことによりまして減額でございます。19節でございます。障害者自立支援給付の更生医療給付費、障害福祉サービス費、障害児通所サービス費につきましてそれぞれ実績見込みによりまして増額及び減額の補正をお願いするものでございます。

よろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

福祉課長蜂谷祐士君。

福祉課長 （蜂谷祐士君）

続きまして、18ページをお願いいたします。

5目ひだまりの丘管理費につきましてご説明いたします。10節は、薬剤や入浴剤等の消耗品費、A重油の燃料費、電気料金並びに上下水道料金の光熱費をそれぞれ実績見込みによりまして減額するものでございます。11節は、手数料並びに火災保険料の実績見込みにより減額をするものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長 （阿部昭子君）

同じく、6目後期高齢者福祉総務費につきましては、27節後期高齢者医療特別会計の繰出金で保険基盤安定負担費の確定、人件費の調整に伴い増額補正するものでござ

います。

以上になります。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

暫時休憩します。再開は午後1時からとします。

午前11時56分 休憩

午後1時00分 再開

議長（高平聡雄君）

再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

子育て支援課長小野政則君。

子育て支援課長（小野政則君）

それでは、事項別明細書18ページをお願いいたします。

3款2項1目児童福祉総務費でございます。1節につきましては、子ども・子育て会議の会議開催日程が確定したことによりまして減額をお願いするものでございます。7節につきましては、虐待防止対策連絡協議会代表者会議がコロナの中で実施できなかったため減額をお願いするものでございます。8節につきましては、事務補助員の費用弁償の実績見込みによる減額をお願いするものでございます。10節につきましては、児童遊園の小破修繕の額確定により減額をお願いするものでございます。11節につきましては、医療費支払い通知の実績見込みに応じて減額をお願いするものでございます。12節につきましては、児童福祉施設長寿命化計画策定業務の契約差金とあんしん子育て医療費の支払い事務委託料の実績見込みでの減額をお願いするものでございます。18節につきましては、私立幼稚園の副食材への補足給付事業及び新生児臨時特別給付金について実績見込みによる減額をお願いするものでございます。

19ページをお願いいたします。

19節あんしん子育て医療費については、実績見込みによります減額をお願いするものでございます。

次に、2目児童措置費でございます。18節につきましては、ひとり親家庭への子育て臨時特別給付金の実績見込みによります減額をお願いするものでございます。19節につきましては、児童手当、第三子出産祝金の実績見込みによります減額をお願いす

るものでございます。

次に、3目母子福祉費でございます。19節母子・父子家庭医療費につきましては、こちらの実績見込みによります予算の措置をお願いするものでございます。

4目保育所費でございます。1節、3節、8節につきましては、パートタイム会計年度任用職員の給与、期末手当、通勤手当で実績見込みによります減額をお願いするものでございます。12節につきましては、私立保育園運営費実績見込みによります減額補正をお願いするものでございます。13節につきましては、業務用の冷蔵庫及び子ども・子育て支援施設等利用給付金システムの賃貸借契約の差金の減額をお願いするものでございます。18節につきましては、負担金、補助金の実績見込みで増額及び減額をお願いするものでございます。

次に、20ページをお願いいたします。

5目児童館費でございます。1節、3節、8節につきましては、パートタイム会計年度任用職員の給与、手当、費用弁償につきまして実績見込みによる減額をお願いするものでございます。18節につきましては、放課後児童支援員の処遇改善補助事業について実績見込みでの減額をお願いするものでございます。

6目子育て世帯臨時特別給付金でございます。12節につきましては、給付金対応システム改修費の契約差金について減額をお願いするものでございます。18節につきましては、給付金の実績見込みでの減額をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

健康支援課長 櫻井和彦君。

健康支援課長（櫻井和彦君）

続きまして、4款1項1目保健衛生総務費でございます。1節でございます。食育推進会議、次のページになります、21ページになりますが、会計年度任用職員の実績によります減額でございます。7節でございます。健康たいわ21プラン推進会議研修会の開催実績及び研修時等におけます保健師、看護師等の賃金の実績によります減額の補正でございます。8節でございます。会計年度任用職員の費用弁償、会議、研修等旅費の確定によります減額補正でございます。12節でございます。妊婦及び乳児、一般健康診査などの委託料の実績見込みによります減額。また産婦健康診査でございますが、今年度、令和2年度から県医師会との契約によりまして実施予定でございま

したが、コロナウイルス感染症の影響によりまして実施の協議が大幅に遅れたことによりまして、令和3年度からの実施としたため減額をお願いするものでございます。13節でございます。健康管理システムの機器の賃借料及び健康管理システム利用料についてを契約実績により減額を行うものでございます。19節でございます。里帰り妊婦健診につきましては実績見込みにより減額、里帰り産婦検診につきましては12節での説明と同様に令和3年度からの実施としたため減額をお願いするものでございます。27節につきましては、水道事業会計及び戸別合併処理浄化槽特別会計の繰出金の実績見込みによります減額補正でございます。

続きまして、2目予防費でございます。1節及び8節につきましては、会計年度任用職員に係ります実績見込みにより減額を行うものでございます。12節につきましては、高齢者インフルエンザについては実績により増額をお願いし、風疹抗体検査及び予防接種、高齢者肺炎球菌、乳幼児定期個別の各種予防接種の実績見込み、さらに成人歯周病、骨粗鬆症、大腸がん、胃がん、肺がん及び基本検診の検査終了及び実績の見込みにより減額を行うものでございます。19節です。里帰り予防接種費及び子どもインフルエンザ予防接種費を実績見込みによりまして減額を行うものでございます。22節でございます。令和元年度感染症予防事業費等国庫負担金の精算によります償還金の増額補正をお願いするものでございます。

よろしくお願いたします。

議 長 （高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長 （阿部昭子君）

3目環境衛生費になります。22ページをお願いいたします。8節につきましては、町環境衛生組合連合会関係の研修会が中止になったことによります旅費の減額になります。10節につきましては、防疫薬剤の差額及び軽トラックの燃料費や防疫薬剤散布機の点検修繕料の実績による減額をするものでございます。11節につきましては、通信運搬費、各種手数料、自動車損害保険料を精査し減額するものであります。12節につきましては、不法投棄監視パトロール及び撤去作業、不法投棄ごみ処理業務等の契約確定による減額、また水質検査、狂犬病予防注射などの業務委託金額が確定したことにより減額補正するものでございます。

続きまして、2項1目廃棄物処理費になります。7節につきましては、資源回収奨



励金の確定による減額です。10節につきましては、産業廃棄物仮置場の重機燃料代の減額になります。12節につきましては、災害廃棄物処理に関する経費の所要見込みによる減額でございます。13節につきましては、機械借上料、災害廃棄処理に関する機械関係の借り上げ料の減額となります。18節につきましては、クリーンステーション整備費補助金の実績見込みによる減額及び黒川地域事務組合への負担金を増額補正をお願いするものでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

農林振興課長遠藤秀一君。

農林振興課長（遠藤秀一君）

続きまして、5款1項1目農業委員会費でございます。8節は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止といたしました農業委員及び農地利用最適化推進委員の研修旅費を減額するものでございます。10節につきましては、改選に伴う新任農業委員等の作業服支給品等の実績に伴う減額でございます。

23ページをお願いいたします。

11節は、農地調査に要する登記事項証明書交付手数料の確定見込みに伴う減額、13節は、コロナ禍により中止といたしました農業委員等の先進地視察研修のバス借り上げ料及び高速道路通行料を減額するものでございます。18節につきましても、コロナ禍により町内68経営体で組織いたします認定農業者連絡会の活動ができなかったことによりまして補助金を減額するものでございます。

次に、2目農業総務費でございます。7節は、JA新みやぎあさひなまつりが中止になったため町の農林産品品評会分の賞品代を減額するものでございます。

議長（高平聡雄君）

財政課長菊地康弘君。

財政課長（菊地康弘君）

それでは、同じく2目農業総務費のうち財政課所管分をご説明させていただきます。10節につきましては、町民研修センター及び基幹集落センター管理費でございます。印刷費及び修繕費については実績見込みにより減額するものであります。12節は、町

民研修センターの清掃業務委託そのほか施設保守点検業務の入札差金により減額するものです。14節は、宮床基幹集落センターの屋根塗装及び照明等交換工事と、落合ふるさとセンターの屋根、外壁工事及び町民研修センターの正面玄関部分屋根の防水層工事さらに遮光カーテン交換工事の入札差金を減額するものでございます。

以上でございます。

議長（高平聡雄君）

農林振興課長遠藤秀一君。

農林振興課長（遠藤秀一君）

次に、3目農業振興費でございます。8節につきましては、コロナ禍により認定農業者等の先進地視察研修を中止したことにより研修旅費の減額でございます。18節負担金は、イノシン等捕獲活動の実績見合いによる町有害鳥獣被害対策協議会への負担金の増額でございます。補助金は、JA新みやぎと連携して農家支援を行っております曲がりねぎ産地育成、産直リースハウス事業等の事業費確定によります減額でございます。宮城県農地中間管理機構を仲介して行う農地集積・集約化対策事業補助金の減額、中山間地域等直接支払交付金は吉田金取北地区の取組面積が減少に伴う減額でございます。

24ページお願いいたします。

5目農地費でございます。8節は、コロナ禍によります職員の農業土木研修旅費を減額するものでございます。12節につきましては杜の丘調整池、農業用ため池でございますけれどもこちらの管理委託、14節は落合三ヶ内地区の排水路の工事等のいずれも契約差金を減額するものでございます。18節の負担金につきましては、県営事業で行っております八志田堰用水路改修事業の負担金の精算に伴う増額でございます。補助金は、大和町土地改良区が維持管理しております町内4か所の排水機場の光熱水費等の補助金の確定に伴います減額でございます。27節は、農業集落排水事業特別会計への会計間の繰り出し確定見込みによる減額をお願いするものでございます。

次に、2項1目林業振興費でございます。24節につきましては、森林環境譲与税の歳入予算見合い分を基金へ積立てを行うものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

商工観光課長浅野義則君。

商工観光課長（浅野義則君）

続きまして、6款商工費でございます。

1項2目商工振興費の8節は、新型コロナウイルス感染症の影響により企業訪問件数の減少によるもの、また東京、名古屋で開催を予定しておりました宮城県企業立地セミナーが中止になったことによる減額。10節は、企業等連絡懇話会の中止により食糧費の減額。12節は、仙台北部中核工業団地内のり面除草業務等の入札差金による減額。18節負担金は、町中小企業振興資金信用保証料補給費の実績見込みにより減額。

25ページをお願いいたします。

同じく、補助金は、町小規模事業者経営改善資金融資利子補給費及び町店舗取得・改修推進事業費の実績見込みによりそれぞれ減額を、経営継続支援費及び事業継続応援補助金につきましては、新型コロナウイルス関連事業補助金でありますが実績見込みにより補助金額の組替えをお願いするものであります。21節は、町中小企業振興資金損失補償料の実績見込みにより減額をお願いするものでございます。

次に、3目観光費の3節は、各種イベント等が中止になったことにより時間外勤務手当の減額。7節は、船形山登山道、七ツ森遊歩道等の倒木伐採作業の実績見込みにより減額。12節は、南川ダム及び宮床ダム周辺公園施設等管理運營業務の実績見込みにより減額をお願いするものでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長（江本篤夫君）

続きまして、7款1項1目土木総務費でございます。10節につきましては、平成29年度調査設計を開始し平成30年度より工事を行っておりました町道吉岡宮床線の高田中央橋架設工事の完成に伴いまして、3月28日に開催を予定しております開通式典に係ります事務消耗品等に要します費用をお願いするものでございます。11節につきましては、高田中央橋開通式に伴います式典案内等に要します郵便切手代及び式典用具類のクリーニング代に要します費用をお願いするものでございます。12節につきましては、道路台帳作成及び修正業務の実績見込み及び高田中央橋開通式に伴い設営いた

しますテント等の設置撤去業務等に要します費用をお願いするものでございます。

続きまして、2項1目道路維持費でございます。

26ページをお願いいたします。

10節につきましては、道路パトロール用公用車両の消耗品費及び修繕料の確定見込みによります減額補正でございます。14節につきましては、復興庁補助事業によりまして実施をいたしました町道幕柳大平線の事業費確定による減額のほか、町単独事業によります補償修繕費用といたしまして町道山下大沢線、町道吉岡宮床線等の実施によります調整でございます。

続きまして、2目道路新設改良費でございます。11節につきましては、町道舞野下草線下草橋、町道深山線等の不動産鑑定料及び分筆登記に係ります地積測量図作成手数料等の確定見込みによります減額補正でございます。12節につきましては、町道舞野下草線、町道流通平4号線道路詳細設計及び路線測量業務、町道深山線及び町道長尾線の用地測量業務、橋梁9橋の定期点検業務の確定見込みによります減額補正でございます。14節につきましては、国土交通省事業の悟溪寺修繕工事及び下草橋架設事業に伴います排水構造物移設工事等の関連附帯工事に要します費用をお願いするほか、防衛省事業の町道流通平4号線舗装工事、天皇寺地区ほか排水路整備工事及び町道長尾線改良工事の確定見込みにより全体額の調整によります減額補正でございます。続きまして、16節につきましては、下草橋架設事業に係ります土地購入費の確定及び町道深山線の土地購入費の契約見込みに伴います減額をお願いするものでございます。21節につきましては、町道深山線改良事業に伴います立ち木移転補償費用をお願いいたしますほか、下草橋架設事業に係ります物件移転補償費用の確定による全体額の調整によります減額をお願いするものでございます。

続きまして、4目交通安全施設整備事業費につきましては、財源の振替を行うものでございます。

続きまして、4項1目都市計画総務費でございます。12節につきましては、都市計画事業の促進を図るための都市計画道路吉田落合線の4車線化に向けた測量設計業務の確定見込みによります減額補正を行うものでございます。

続きまして、2目下水道費でございます。27節につきましては、下水道事業特別会計への繰出金で事業の実績見込みによります減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、3目公園費でございます。14節につきましては、天皇寺公園遊具撤去工事及び三峯公園入り口広場舗装修繕工事等に要します費用のほか城内大堤公園木製デッキ塗装工事、吉岡東公園及び西柿木公園遊具撤去工事の完成に伴います全体額の

調整によります減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、4目土地区画整理費でございます。

27ページをお願いいたします。

12節につきましては、大和町吉岡西部地区市街化区域編入図書作成業務の本年度確定見込みに伴います減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、5項1目住宅費でございます。12節につきましては、蔵下住宅1号棟の屋上排水用縦どいが今季の大雪と低温の影響により凍結し、その影響からか屋上に降り積もりました雪解け水と思われる水が縦どいに隣接する最上階の住宅の天井及び壁面よりしみ出すという事態が発生いたしました。発生した住宅には直ちに天井、壁面からのしみ出し防止措置を応急的に実施するとともに、縦どい凍結部の融解作業を実施し屋上排水を確保したところでございます。今回、その縦どいの改修に係ります設計業務に要します費用をお願いするほか特殊建築物定期点検調査等点検業務、国土交通省事業の蔵下住宅2号棟外壁改修工事設計業務の完成見込みに伴います全体額の調整によります減額補正をお願いするものでございます。14節につきましては、国土交通省事業の蔵下住宅1号棟外壁改修工事の額の確定等に伴います全体額の調整によります減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、2目子育て支援住宅建設費でございます。12節につきましては、落合地区子育て支援住宅の建築工事施工管理業務、宮床地区の建築実施設計業務等の完成見込みに伴います減額補正をお願いするものでございます。14節につきましては、落合地区子育て支援住宅建築工事、宮床地区敷地造成工事等の実績見込みによります減額補正をお願いするものでございます。16節につきましては、宮床地区の土地購入費の実績見込みに伴います減額補正をお願いするものでございます。18節につきましては、宮床地区子育て支援住宅開発によります水道開発負担金等の額の確定に伴います減額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

総務課危機対策室長児玉安弘君。

総務課危機対策室長（児玉安弘君）

続きまして、8款1項1目常備消防費でございます。18節につきましては、黒川地域行政事務組合への負担金、消防経費の確定による減額でございます。

次に、2目非常備消防費につきましては、非常備消防団活動費、消防操法大会に要する経費でございます。1節につきましては消防団員の報酬確定見込みによる減額、8節につきましては消防団員の費用弁償確定見込みによる減額、10節は消防団員の装備品、火災時の消防団員に対する食糧費等に要した費用の確定見込みによる減額、13節は火災時の車借り上げ等に要する費用の確定見込みによる減額、17節は新入消防団員の活動服購入等に要する費用の確定見込みによる減額、18節は消防団員福祉共済掛金の確定による減額でございます。

次に、3目消防施設費でございます。14節につきましては、防火水槽修繕等に要した費用の確定による減額、26節は公用車車検整備の際の自動車重量税の追加をお願いするものでございます。

次に、4目水防費でございます。7節につきましては水防協議会に係る報償費の確定による減額、8節につきましては水防協議会に係る費用弁償の確定による減額、10節につきましては水防に係る消耗品、修繕等に要する費用の確定による減額でございます。

次に、5目災害対策費でございます。1節につきましては防災会議委員報酬の確定による減額、7節につきましては自主防災組織研修会講師謝礼等に係る報償費の確定による減額、8節につきましては防災会議委員への費用弁償の確定による減額、10節につきましては各種会議等に要する食糧費の確定による減額、12節につきましては国土強靱化計画策定、ハザードマップ運用保守の業務委託料確定による減額、18節につきましては、危険ブロック塀除去、木造住宅耐震診断改修工事助成事業に係る補助金確定見込みによる減額でございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議 長 （高平聡雄君）

教育総務課長文屋隆義君。

教育総務課長 （文屋隆義君）

続きまして、29ページお願いたします。

9款教育費になります。

1項1目教育委員会費は、教育委員会運営費の補正でございます。8節及び13節は東北6県教育委員研修会の中止による減額、18節は仙台管内教育委員会協議会負担金の額の確定による減額でございます。

次に、2目事務局費は、事務局運営費、確かな学びプロジェクト事業費及び子どもの心のケアハウス事業費の補正でございます。3節の時間外手当は、コロナ関連業務等により不足が生じたことから追加をお願いするものでございます。7節は指導力向上研修会講師謝礼の額の確定による減額、8節は学力向上指定校事業視察研修等の旅費及び子どもの心のケアハウス支援員の費用弁償の額の確定による減額でございます。10節の消耗品費は、学校保健特別対策事業による感染症対策費としてのアルコール消毒液等の購入費の増額、燃料費は子どもの心のケアハウスの公用車ガソリン代の実績見込みによる減額、印刷製本費は学力向上指定校授業の紀要印刷代の増額をお願いするものでございます。11節、13節及び17節は子どもの心のケアハウス事業に係る通信運搬費、公用車等の借り上げ料、公用車損害保険料及び備品購入費の実績見込みによる減額でございます。

30ページをお願いいたします。

18節は黒川地域行政事務組合等負担金の額の確定による減額、24節は学校校舎建設基金積立金の増額をお願いするものでございます。

次に、2項1目学校管理費は、小学校総務費の補正でございます。10節は、学校保健特別対策事業による感染症対策費として各小学校へのアルコール消毒液等の購入に係る消耗品費の増額をお願いするものでございます。12節は用務員及び学校消毒作業業務委託料の実績見込みによる減額、13節は陸上記録会等の中止に伴う車借り上げ料の減額でございます。17節は、学校保健特別対策事業による感染症対策として小野小学校のスポットエアコン及び吉田小学校の加湿器の購入費の増額と、吉岡小学校の児童数増加に伴う机、椅子32組の購入費の増額をお願いするものでございます。

次に、2目教育振興費は、小学校教育振興費及びたいわっ子芸術文化推進事業費の補正でございます。1節は学習支援員、図書支援員等の実績見込みによる減額でございます。13節はたいわっ子芸術文化推進事業の中止による車借り上げ料の減額、19節は要保護及び準要保護児童援助費の額の確定による減額、21節は修学旅行キャンセル料が発生しなかったことによる減額でございます。

次に、3目施設整備費は、小学校維持管理費の補正でございます。10節は学校中破修繕料の増額をお願いするもの、12節は空調設備及び消防設備保守点検等業務委託料の額の確定による減額、17節は学校保健特別対策事業による感染症対策費として各小学校に設置する自動水洗の購入費の増額をお願いするものでございます。

次に、4目小学校建設費の12節は、吉岡小学校改築基本設計業務委託料の額の確定による減額でございます。

31ページをお願いいたします。

次に、3項1目学校管理費は、中学校総務費の補正でございます。10節は、学校保健特別対策事業による感染症対策費として各中学校へのアルコール消毒液等購入に係る消耗品費の増額をお願いするものでございます。12節は学校消毒作業業務委託料の実績見込みによる減額、13節は中総体等の中止に伴う車借り上げ料の減額、17節は宮床中学校特別支援教室の増加に伴う机、椅子3組及びロッカー等の購入費の増額をお願いするものでございます。

次に、2目教育振興費は、中学校教育振興費及びたいわっ子芸術文化推進事業費の補正でございます。1節は学習支援員、図書支援員等の実績見込みによる増額でございます。13節はたいわっ子芸術文化推進事業の中止による車借り上げ料の減額、19節は要保護、準要保護生徒援助費及び特別支援教育就学奨励費の額の確定による減額、21節は修学旅行キャンセル料の額の確定による減額でございます。

次に、3目施設整備費は、中学校維持管理費の補正でございます。12節は空調設備及び消防設備保守点検等業務委託料の額の確定による減額、17節は学校保健特別対策事業による感染症対策費として各中学校に設置する自動水洗の購入費の増額をお願いするものでございます。

次に、4目中学校建設費は、宮床中学校スクールバス乗降場実施設計業務委託料の確定に伴う減額でございます。

以上でございます。

議 長 （高平聡雄君）

生涯学習課長瀬戸正昭君。

生涯学習課長 （瀬戸正昭君）

続きまして、32ページをお願いいたします。

4項1目社会教育総務費でございます。社会教育総務費につきましては、社会教育委員会の運営、家庭教育や青少年教育などの各種事業の開催経費を計上いたしておりましたが、新型コロナウイルスにより多くの事業が中止や縮小等になりましたことから、主に関係する経費につきまして今回減額いたすものでございます。1節につきましては、社会教育委員会の支払い実績見込みにより減額いたすものでございます。3節につきましては、新型コロナウイルスにより土日開催の各事業が中止となりましたことから時間外勤務手当を減額いたすものでございます。7節報償費につきましては、



まほろば大学開校式、文化講演会、家庭教育事業や青少年教育事業など各事業におけます講師謝金、放課後子ども教室指導員等謝金を、賞賜金につきましては原阿佐緒賞入賞者副賞を、それぞれ実績見込みにより減額いたすものでございます。8節につきましては、社会教育委員の費用弁償、特別旅費につきましては家庭教育事業講師や短歌教室教師、表彰式が中止となりました原阿佐緒賞選考委員などの旅費につきましてそれぞれ実績見込みにより減額いたすものでございます。10節消耗品費につきましては、家庭教育事業や放課後子ども教室事業などに係ります消耗品代を、食糧費につきましては大和っ子未来塾など各事業参加者のお茶代・昼食代を、印刷製本費につきましては放課後子ども教室実施報告書印刷、原阿佐緒賞作品集印刷などをそれぞれ実績見込みにより減額いたすものでございます。11節通信運搬費につきましては、放課後子ども教室参加者連絡用メールの通信費や各事業に係ります郵便代を、広告料につきましては原阿佐緒賞の月刊誌等への広告料を、手数料につきましてはまほろばホールで開催しました収蔵作品展の展示に係ります手数料を、保険料につきましては各事業の参加者に係ります傷害保険料をそれぞれ実績見込みにより減額いたすものでございます。12節につきましては、社会教育関連施設長寿命化計画策定業務の額の確定により減額いたすものでございます。13節車借上料につきましては、大和っ子未来塾でのバス借り上げ料などを、有料道路通行料につきましてはジュニア・リーダー研修会での高速道路代を、施設使用料につきましてもジュニア・リーダー研修会に係ります施設使用料をそれぞれ減額いたすものでございます。14節につきましては、宮床宝蔵外壁修繕工事、旧宮床伊達家住宅水屋塀の土壁修繕工事の確定により減額いたすものでございます。17節につきましては、国恩記紙芝居舞台購入の実績により減額いたすものでございます。18節につきましては、ジュニア・リーダー育成研修会が中止となりましたことから参加負担金を減額いたすものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 (高平聡雄君)

公民館長村田晶子さん。

公民館長 (村田晶子君)

それでは、33ページをお開き願います。

2目公民館費でございます。公民館事業につきましては、感染症対策を取りながら9月から事業を実施しております。事業内訳は、青少年教育事業費から図書室運営費

までとなっております。事業の完了と今後の支出見込みによる減額でございます。4節であります。図書室パートタイム会計年度任用職員の社会保険料でございます。7節であります。報償金は成人式の手話通訳への謝礼、食彩料理教室、お達者倶楽部の講師謝礼でございます。賞賜金は新成人記念品でございます。事業の完了によるものでございます。10節であります。消耗品費は食彩料理教室の材料代、サツキ展や町民文化祭、書き初め大会、子どもの本展示会やおはなし会が実施されなかったことによる事務用品等でございます。食糧費は成人式協力者用の昼食代、呈茶のお茶代等でございます。印刷製本費は成人式の冊子、事業の完了によるものでございます。11節でございますが、ハンドメイド講座通知用はがきでございます。減額補正をお願いするものでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

生涯学習課長瀬戸正昭君。

生涯学習課長（瀬戸正昭君）

続きまして、3目文化財保護費でございます。1節につきましては、文化財保護委員会の実績見込み、文化財調査委員と事務補助員の実績見込みにより減額いたすものでございます。3節、4節につきましても、文化財調査員に係ります期末手当、社会保険料を減額いたすものでございます。7節につきましては事業が中止となりました文化財めぐりの講師謝金を、8節につきましては文化財保護委員会、文化財調査員の費用弁償をそれぞれ実績見込みで減額いたすものでございます。10節につきましては文化財めぐりの参加者昼食代を、11節につきましても文化財めぐりの傷害保険料をそれぞれ減額いたすものでございます。13節につきましても、文化財めぐりに係りますバス借り上げ、有料道路通行料、施設入場料をそれぞれ減額いたすものでございます。18節につきましては、文化財保存会9団体への補助を予定しておりましたが7団体への補助金交付となりましたことにより減額でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

公民館長村田晶子さん。

公民館長 （村田晶子君）

34ページをお開き願います。

4目まほろばホール管理費でございます。1節であります。窓口受付パートタイム会計年度任用職員の日数調整による増額でございます。10節であります。燃料費は冷暖房用の灯油代、ガス代、光熱水費は電気料、上下水道料の執行額の見込みによる減額でございます。修繕料は施設内の小破修繕、施設修繕の増額でございます。14節であります。施設内設備等の工事の完了等による執行額確定に伴う減額でございます。17節でございます。来賓用のお茶や医薬品等冷却用冷蔵庫の額確定による減額でございます。

以上になります。どうぞよろしく願いいたします。

議長 （高平聡雄君）

生涯学習課長瀬戸正昭君。

生涯学習課長 （瀬戸正昭君）

続きまして、5目教育ふれあいセンター管理費でございます。7節につきましては、体育館巡視員報償金を実績見込みで減額いたすものでございます。10節につきましては、使用許可申請書印刷代を実績見込みにより減額いたすものでございます。14節につきましては、ふれあいセンターに係ります灯油タンク更新工事、高圧気中開閉器更新工事、複合遊具修繕工事等の実績により減額いたすものでございます。18節につきましては、防火管理者講習会受講料の実績により減額いたすものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長 （高平聡雄君）

教育総務課長文屋隆義君。

教育総務課長 （文屋隆義君）

次に、6目森の学び舎活動費につきましては、財源の組替えでございます。

以上でございます。

議長 （高平聡雄君）

生涯学習課長瀬戸正昭君。

生涯学習課長（瀬戸正昭君）

続きまして、5項1目保健体育総務費でございます。1節につきましては、スポーツ推進審議会、スポーツ推進委員の実績見込みにより減額いたすものでございます。7節につきましては、スポーツ支援奨励金につきまして新型コロナウイルスにより大会開催が少なかったことなどにより実績見込みで減額いたすものでございます。8節費用弁償につきましては、スポーツ推進審議会、スポーツ推進委員の実績見込み、特別旅費につきましてはスポーツ推進委員研修会東北大会が中止となったためそれぞれ減額いたすものでございます。10節消耗品費につきましては、総合運動公園のイノシシ防止柵購入の実績により、食糧費につきましては宮城ヘルシー大会中止により選手昼食代をそれぞれ減額いたすものでございます。12節につきましては、大和町スポーツフェアの中止によります減額と併せまして総合運動公園多目的広場の芝生管理等の業務を行いました実績により差額を減額いたすものでございます。13節につきましては、宮城ヘルシー大会参加選手車借り上げ、スポーツ推進委員東北大会の有料道路通行料をそれぞれ減額いたすものでございます。14節につきましては、総合体育館アリーナ床研磨工事、総合体育館トイレ洋式化工事、ダイナヒルズ多目的広場駐車場区画線修繕工事などの確定により減額いたすものでございます。

35ページをお願いいたします。

17節につきましては、ジェットヒーター、アルミ製ベンチ購入の実績により減額いたすものでございます。18節の負担金、大和富谷合同記念事業マラソン大会運営費につきましては、富谷市と合同開催を予定しております七ツ森ハーフマラソン大会が令和3年度に延期となりましたことから、当初計上いたしております負担金1,000万円のうちこれまでに発生した経費負担58万4,000円を除き残りの額941万6,000円を減額いたすものでございます。体育施設指定管理減収分負担金につきましては、体育施設の指定管理におきまして新型コロナウイルス感染症により施設の休館、利用制限が続き指定管理者に減収が生じたことからその一部を負担いたすものでございます。補正をお願いいたします金額は187万6,000円で、施設につきましては昨年6月より屋外を中心に一部利用を再開、現在に至っておりますが、今回ほぼ全館休館といたしておりました3月から5月での減収分を対象といたしております。金額の計算につきましては、令和2年3月から5月の収入実績額を過去3か年の同時期の平均収入額から差引き収入での減収額を算出し、同様に休館に伴い支出額も減収しておりますことから、令和2年3月から5月の支出実績額を過去3か年の同時期の平均支出額から差引

き支出減少額を算出、収入の減少額から支出の減少額を差し引いた額187万6,000円を負担いたすものでございます。なお、人件費につきましては雇用調整助成金での補填がありますことから計算から除外しているところでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

教育総務課長文屋隆義君。

教育総務課長 （文屋隆義君）

次に、4目学校給食センター費の補正でございます。1節及び8節は、新型コロナウイルス感染症対策により学校給食運営審議会を開催しなかったことによる委員報酬と費用弁償の減額でございます。10節は小中学校臨時休業による給食を提供しなかったことによる賄材料費の減額、11節は各種検査手数料の額の確定による減額、12節は実績見込みによる可燃ごみ収集運搬処理業務及び自家用電気工作物保守点検業務等の委託料の減額。13節、14節、18節及び26節は、それぞれ額の確定による減額をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

財政課長菊地康弘君。

財政課長 （菊地康弘君）

続きまして、11款1項1目元金及び2目利子でございますが、利率見直しによる借入れをしている町債につきましては、見直しにより借入時より利率が下がりましたことから調整をいたしたものでございます。

一般会計につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長 （阿部昭子君）

続きまして、議案書の18ページをお願いいたします。

議案第9号 令和2年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）  
でございます。令和2年度大和町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算は、次に  
定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ252万4,000円を追加し、それぞれの総額を  
歳入歳出それぞれ22億5,535万6,000円とするものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並  
びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるものでございます。

事項明細書47ページをお開きください。

歳入でございます。

3款1項1目国庫補助金につきましては、災害等臨時特例補助金を増額するもので  
ございます。

4款1項1目につきましては、保険給付費の増により普通交付金の増額をするもの  
でございます。

5款1項1目につきましては、財政調整基金の利子確定により減額を行うものであ  
ります。

6款1項1目につきましては、1節保険税軽減分や保険者支援分を減額するもので  
ございます。2節は、人件費調整分で増額をするものでございます。4節は、財政安  
定化支援事業分を増額補正するものでございます。

2項1目につきましては、財政調整基金からの繰入金を減額するものでございます。  
48ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目2節は、人件費の調整分によるものでございます。12節につきましては  
は、オンライン資格確認に伴うシステム改修の業務委託費の額確定による減額でござ  
います。

2目の18節は、オンライン資格確認等運営負担金の増額でございます。

失礼いたしました。12節につきましては、1目の12節でございました。

2項1目8節は、研修会が開催されなかったことによる旅費の減額であります。10  
節につきましては、消耗品、印刷製本費の実績見込みによる減額であります。

2款1項1目につきましては、普通交付金の歳入による充当額の財源を変更するも  
のでございます。

2項1目につきましても、高額療養費の増額見込みにより増額補正をするものでご

ございます。

49ページをお願いいたします。

5項1目18節につきましては、葬祭費の今後の支給見込みによる調整により減額するものでございます。

3款1項につきましては、財源調整をするものでございます。

5款1項1目7節につきましては、事業費確定により報償費の減額を行うものであります。

2項1目特定健康診査等事業費につきましても、事業費確定により1節、7節、8節それぞれを減額するものでございます。

6款1項1目財政調整基金積立金は、利子相当見込み分を減額するものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長 (高平聡雄君)

福祉課長蜂谷祐士君。

福祉課長 (蜂谷祐士君)

続きまして、議案書20ページをお願いいたします。あわせて、別冊大和町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書(第3号)につきましてもご準備をお願いいたします。

議案書20ページでございます。

議案第10号 令和2年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)でございます。

令和2年度大和町の介護保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算補正でございます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,030万6,000円を減額し、歳入歳出予算額総額を歳入歳出それぞれ22億5,522万8,000円とするものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、21ページの第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、事項別明細書をお開き願いたいと思います。54ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3款1項1目介護保険給付費1節は、現年分の介護給付費に関わります国庫負担金を減額するものでございます。

3款2項1目調整交付金1節は、現年分の介護給付費に関わります調整交付金を減額し、令和元年台風19号によります保険料減免に関わります特別調整交付金を追加するものでございます。

同じく、2目地域支援事業交付金1節は、現年分の地域支援事業費に関わります交付金を減額するものでございます。

6目災害臨時特例補助金1節は、新型コロナウイルス感染対策減免分として臨時特例としまして追加するものでございます。

4款1項1目介護給付費負担金1節は、現年分の介護給付費に関わります社会保険診療報酬支払基金からの交付金を減額するものでございます。

2目地域支援事業支援交付金1節は、現年分の地域支援事業支援に関わります社会保険診療報酬支払基金からの交付金を減免するものでございます。

5款1項1目介護給付費負担金1節は、現年分の介護給付費に関わります県負担金を減免するものでございます。

5款3項1目地域支援事業交付金1節は、現年度分の地域支援事業に関わります県補助金を減額するものでございます。

続きまして、55ページをお願いいたします。

6款1項1目利子及び配当金1節は、基金の利子分を減額するものでございます。

7款1項1目一般会計繰入金の1節は介護給付費として町の法定負担分12.5%分、2節、4節の職員人件費及び地域支援事業費に係ります町の法定負担19.25%分、3節事務費分の繰入金をそれぞれ減額するものでございます。

7款2項1目財政調整基金繰入金1節は、介護特別会計実績見込みにより財政調整基金の繰入れを減額するものでございます。

56ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。

1款1項1目一般管理費2節、4節は、人件費調整により減額するものでございます。14節は、グループホームすずらんの雨漏り工事の実績見込みによる確定により減額するものでございます。24節は、財政調整基金への積立てとしまして利子分を減額



するものでございます。

1 款 3 項 1 目 認定調査等費 18 節は、介護保険認定審査に係ります黒川行政事務組合負担金を減額するものでございます。

2 款 1 項 1 目 居宅介護サービス給付等費でございます。及び 2 目 施設介護サービス給付等費、3 目 居宅介護サービス計画等費、57 ページになりますが、4 目 地域密着型介護サービス給付等費のそれぞれの 18 節は、それぞれのサービス給付費等に要する負担金で本年度の実績から算出した見込みにより追加並びに減額するものでございます。

57 ページをお開き願いたいと思います。

2 款 2 項 1 目 高額介護サービス等費の 18 節は、個人負担の超えられたサービス料金分の追加、支払われた分をお戻しする分の追加の負担金を追加予算補正するものでございます。

2 款 3 項 1 目 介護予防サービス費、2 目 介護予防サービス計画給付等費それぞれの 18 節は、介護予防サービス給付等費に要する負担金で本年度の実績から算した見込みにより減額するものでございます。

2 款 4 項 1 目 特定入所者介護サービス等費の 18 節は、本年度実績から算した見込みにより減額するものでございます。

58 ページをお願いいたします。

2 款 5 項 1 目 審査支払手数料の 11 節は、介護認定調査に関わる医師の診査意見等の手数料を増額するものでございます。

4 款 1 項 1 目 介護予防・生活支援サービス事業費の 12 節は、新型通所サービス、からだ元気教室業務の実績見込みにより減額するものでございます。18 節は、介護予防通所介護サービス費の実績見込みにより減額するものでございます。

4 款 2 項 1 目 一般介護予防事業費の 7 節は、新型コロナ禍により事業活動が自粛されたため出前講座や健康貯筋友の会で行われる予定でございました講師謝礼の報償金を減額するものでございます。10 節及び 11 節は、生き生きサロンボランティア研修会を予定しておりましたが開催を自粛したためそれぞれ減額するものでございます。

4 款 3 項 1 目 総合相談事業費 7 節は、スーパーバイザー相談に関わる専門員に対する講師謝礼分を減額するものでございます。

同じく、3 目 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の 3 節及び 4 節は人件費調整により追加及び減額し、7 節はケアスタッフ研修会講師謝礼分、11 節は地域包括支援センターに関わる電話料金をそれぞれ減額するものでございます。

59 ページをお願いいたします。

同じく、4目生活支援体制整備事業の10節及び12節は、業務実績見込みによりそれぞれ減額するものでございます。

同じく、5目認知症総合支援事業費8節は、認知症支援推進委員研修旅費、10節は高齢者の生活お役立ちガイド印刷の実績見込みにより減額するものでございます。

4款4項1目任意事業費の7節は、成年後見人等報酬の実績見込みにより減額するものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

議長（高平聡雄君）

暫時休憩します。再開は午後2時15分とします。

午後2時05分 休憩

午後2時15分 再開

議長（高平聡雄君）

再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

財政課長菊地康弘君。

財政課長（菊地康弘君）

それでは、議案書の22ページをお願いいたします。

議案第11号 令和2年度大和町宮床財産区特別会計補正予算（第2号）でございます。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ26万9,000円を減額いたしまして予算総額を1,323万2,000円とするものでございます。

第2項予算補正の款項の区分につきましては、第1表によるものでございます。

それでは、事項別明細書64ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

1款1項1目財産貸付収入は、占用料金の改正によりまして追加するものであります。

2目利子及び配当金は、基金から生じた利子の実績により追加いたすものです。

2款1項1目財産造成基金繰入金は、歳入歳出見合いにより減額調整をいたすものです。

3款1項1目繰越金は、令和元年度からの実績により追加するものであります。

次に、歳出でございます。

1款1項1目管理会費8節旅費は、コロナ禍で視察研修が中止となりましたことによる減額であります。

2款1項1目一般管理費は会議回数の増を見込んでの追加と、3目諸費27節繰出金は台風19号で宮床生産森林組合の作業道補修工事が完了したことによる減額でございます。

宮床財産区特別会計は以上でございます。

それでは、議案書の24ページをお願いいたします。

議案第12号 令和2年度大和町吉田財産区特別会計補正予算（第1号）でございます。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出それぞれ298万円を減額いたしまして予算総額を771万7,000円とするものでございます。

第2項予算補正の款項の区分につきましては、第1表によるものでございます。

それでは、事項別明細書67ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

1款1項1目総務費県補助金につきましては、県の確定数値により減額いたすものであります。

3款1項1目財産造成基金繰入金は、歳入歳出見合いにより減額するものです。

4款1項1目繰越金は、令和元年度からの実績により追加するもの。

5款1項1目森林研究・整備機構支出金につきましては、吉田檀ノ下で除伐や作業道整備費の精査による減額であります。

次に、歳出であります。

1款1項1目管理会費8節旅費につきましては、コロナ禍で視察研修が中止となりましたことによる減額であります。

2款1項1目一般管理費10節は、事務用品の支出見込みによる減額です。

2目財産管理費12節は、直営地の除間伐の事業費確定による減額であります。14節は、作業道整備工事の事業費確定により減額いたすものです。

3目森林研究・整備機構分収造林管理費12節は、除伐及び裾枝払いの事業費確定による減額、14節は補助事業者からの予算措置がなかったことによる減額でございます。

吉田財産区特別会計は以上でございます。

議案書の26ページをお願いいたします。

議案第13号 令和2年度大和町落合財産区特別会計補正予算（第1号）でございます。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ47万4,000円を減額いたしまして予算総額を457万6,000円とするものでございます。

第2項予算補正の款項の区分につきましては、第1表によるものでございます。

それでは、事項別明細書70ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

1款1項1目財産貸付収入は、占用料金の改正によりまして追加するものであります。

2目利子及び配当金は、基金から生じた利子の実績により追加するものです。

2款1項1目財産造成基金繰入金は、歳入歳出見合いにより減額調整をいたすものです。

3款1項1目繰越金は、令和元年度からの実績により追加するものでございます。

次に、歳出でございます。

1款1項1目管理会費8節旅費につきましては、コロナ禍で視察研修が中止となったことによる減額であります。

2款1項1目一般管理費、10節は事務用品の支出見込みによる減額と、12節は草刈りの実績がありませんでしたことから減額いたすものです。

落合財産区特別会計は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

教育総務課長文屋隆義君。

教育総務課長（文屋隆義君）

続きまして、議案書28ページをお願いいたします。

議案第14号 令和2年度大和町奨学事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

第1条については、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ160万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ829万2,000円とするものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでござい

ます。

それでは、別冊歳入歳出補正予算事項別明細書の73ページをお開き願います。

歳入についてです。

3款1項1目1節につきましては、歳入歳出見合いによる基金繰入金を減額でござい  
います。

4款1項1目1節につきましては、前年度実績による繰越金の増額をするものでござ  
います。

5款2項1目1節につきましては、奨学費貸付金元利収入について納入実績見込み  
により現年度分を増額、滞納繰越し分を減額するものでございます。

次に、歳出でございます。

1款1項1目事業費でございます。20節につきましては、貸付金の確定による減額  
でございます。

2目事務費でございます。24節につきましては、歳入から歳出の1目事業費の差引  
き分を奨学事業基金として積立てを行うものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長 （阿部昭子君）

続きまして、議案書の30ページをお願いいたします。

令和2年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてでござい  
ます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ210万円を追加  
し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億3,757万6,000円とするものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並  
びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるものでございます。

事項別明細書の75ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項1目、2目とも見込額により減額するものでございます。

3款1項1目事務費繰入金につきましては、額の確定により増額をするものでござ  
います。

2目保険基盤安定繰入金につきましては、こちらも額確定により減額するものでございます。

76ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費は、人件費の調整によるものでございます。

2項1目徴収費につきましては、保険料通知書や納付書の印刷製本や郵送に係る通信運搬代の実績見込みによる減額であります。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金18節は、県広域連合への納付金の実績見込みにより増額をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

上下水道課長蜂谷俊一君。

上下水道課長（蜂谷俊一君）

続きまして、議案書32ページをお願いします。事項別明細書につきましては78ページ以降となります。

議案第16号 令和2年度大和町下水道事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

令和2年度大和町の下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,364万3,000円減額し、予算総額をそれぞれ8億3,216万6,000円とするものであります。

2項としまして、予算補正の款項の区分、当該区分ごとの金額については、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条繰越明許費であります。地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費は、第2表によるものでございます。

第3条地方債の補正であります。地方債の変更については、第3表によるものでございます。

34ページをお願いします。

第2表繰越明許費であります。

1款2項下水道建設費、公共下水道整備であります。公共下水道雨水施設について、

12月補正によりご可決いただきましたストックマネジメント策定のための調査について本年1月に内定通知があり、業務契約締結が3月上旬となるため、年度内完成が困難となったものでございます。

35ページになります。

第3表地方債補正であります。

公共下水道事業については、公営企業会計支援業務委託の額確定及び本年度予定しておりました公共ます設置工事がなかったことに伴います減額を、補助事業については公共下水道雨水の施設調査業務見込みに伴う増額などによるもので、補正前2,920万円に30万円を増額し補正後2,950万円とするものであります。起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりであります。

事項別明細書79ページをお願いします。

歳入であります。

1款分担金及び負担金1項1目、3節については小鶴沢北目ルート of 維持管理保全業務の額確定見込みに伴う県環境事業公社からの負担金についての増額を、4節については地方公営企業支援業務発注に伴いその執行残について農業集落排水事業及び戸別合併処理浄化槽事業からの負担金の減であります。

3款国庫支出金1項1目下水道費国庫補助金につきましては、マンホールポンプ場更新工事、マンホール浮上防止工事及び公共下水道のストックマネジメント計画策定業務など国庫補助額の額確定見込みに伴います減額。

4款繰入金1項1目一般会計繰入金については、下水道の一般管理費の額確定見込みに伴うもの及び補助事業の国庫補助金のほか起債を充てることなどに伴います減額を行うものでございます。

7款町債1項1目1節につきましては、公営企業会計支援業務委託の額確定に伴う減額並びに本年度における公共ます設置工事がなかったことに伴う減額、補助事業においては公共下水道雨水の施設調査業務見込みに伴う増額で、不足します起債の増額をお願いするもの。

80ページになります。

歳出であります。

1款土木費1項1目一般管理費、3節については職員の時間外勤務手当の増額を、11節については管路の緊急清掃手数料等について実績見合いによります減額を、12節についても公会計支援業務発注に伴う減額及び管路清掃業務については小鶴沢循環線の幕柳マンホールポンプの送水管清掃業務増額などで差引き見込額による減額を、18

節につきましては県吉田川流域下水道維持管理運営費の実績見合いに伴う減額及び大衡村が管理しております糸繰マンホールポンプ場の電気料等実績見合いによる増額を、26節については消費税及び地方消費税実績見込みによる減額を。

2項下水道建設費1目建設費2節、3節については職員給料及び時間外勤務手当を、12節については公共下水道汚水及び雨水のストックマネジメント全体計画策定業務発注に伴います入札差金等実績見合いに伴う減額を、14節についてもマンホール浮上防止工事及びマンホールポンプ場更新工事等の実績見込みに伴います減額補正を、18節につきましては吉田川流域下水道の建設負担金の増額及び災害復旧事業については減額を、いずれも実績見合いに伴います額で合わせまして2万4,000円の増額を。

2款公債費1項1目元金、同じく81ページ、2目利子についても額確定に伴います補正するものでございます。

以上であります。よろしく申し上げます。

続きまして、議案書36ページをお願いします。事項別明細書については84ページ以降となります。

議案第17号 令和2年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）であります。

令和2年度大和町の農業集落排水事業特別会計補正予算は、次に定めるところによるものであります。

第1条歳入歳出の予算の補正であります。歳入歳出予算の総額からそれぞれ136万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,778万9,000円とするものであります。

2項といたしまして、予算補正の款項の区分、当該区分ごとの金額については、次のページの第1表によるものでございます。

第2条地方債の補正であります。地方債の変更は第2表によるものでございます。38ページをお願いします。

第2表地方債補正、変更であります。公営企業会計適用債について、支援業務の額確定に伴います減額で補正前590万円を540万円とするもので、起債の方法、利率、償還方法については記載のとおりであります。

事項別明細書85ページをお願いします。

歳入であります。

3款繰入金1項1目一般会計繰入金については、施設の管理費、起債元金及び利子などの額確定見込みによります減額補正を、6款町債1項1目下水道債についても、



公会計支援業務発注に伴う額の確定によるものであります。

続きまして、歳出であります。

1 款農業集落排水事業費 1 項 1 目一般管理費で、3 節は職員の時間外勤務手当を、12 節については処理場の汚泥処理業務、電気工作物保安管理業務など実績見込みに伴う減額を、18 節についても公会計支援業務の額確定に伴います公共下水道特別会計の負担金の減額であります。

以上であります。よろしく申し上げます。

続きまして、議案書39ページをお願いします。事項別明細書については88ページ以降となります。

議案第18号 令和2年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第3号）であります。

令和2年度大和町の戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算は、次に定めるところによるものであります。

第1条歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額からそれぞれ594万4,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,822万8,000円とするものでございます。

2 項といたしまして、予算補正の款項の区分、当該区分ごとの金額については、40ページの第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

第2条地方債の補正であります。地方債の変更は、第2表によるものであります。41ページをお願いします。

第2表地方債補正であります。起債の目的は合併処理浄化槽整備事業で、公会計支援業務ほか浄化槽設置工事の実績見合いに伴う減額で補正前910万円を590万円と変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりであります。

事項別明細書89ページをお願いします。

歳入であります。

3 款国庫支出金 1 項 1 目合併処理浄化槽事業費国庫補助金については実績見込みに伴います減額補正を、4 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金についても歳出見合いに伴う減額補正を、7 款町債 1 項 1 目下水道債についても浄化槽整備及び公会計支援業務等実績見込みに伴います減額をお願いします。

90ページになります。

歳出であります。

1 款合併処理浄化槽費 1 項 1 目一般管理費の12節については浄化槽の保守点検、清

掃業務等の実績見込みに伴います減額補正を、18節は公会計支援業務の額確定に伴います戸別合併処理浄化槽特別会計から公共下水道事業特別会計への負担金減によるものであります。

2項1目合併処理浄化槽建築費の14節については、実績見合いに伴います減額補正を行うものでございます。

以上であります。よろしく申し上げます。

続きまして、議案書42ページをお願いします。事項別明細書については92ページ以降となります。

議案第19号 令和2年度大和町水道事業会計補正予算（第4号）であります。

第1条総則、令和2年度大和町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによるものであります。

第2条収益的収入及び支出、令和2年度大和町水道事業会計予算第3条に定めた予定額の収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

初めに、収入であります。

1款水道事業収益1項営業収益については1,244万円の増額を、2項営業外収益については115万7,000円の減額を、1款水道事業収益で差引き額1,128万3,000円の増額を、補正後の額についてはそれぞれ9億4,522万9,000円、7億4,260万3,000円、2億262万6,000円とするものであります。

支出であります。

1款水道事業費用から8万4,000円を減額し9億2,199万8,000円に、同じく1項営業費用からも同額を減額し9億490万4,000円とするものであります。

次に、第3条資本的収入及び支出であります。

予算第4条本文括弧書き中2億224万8,000円を1億9,158万3,000円に、過年度分損益勘定留保資金2億224万8,000円を1億9,158万3,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入であります。

1款資本的収入に1,073万1,000円を追加し1億8,629万5,000円に、同じく3項負担金にも同額を追加し3,343万5,000円とするものであります。

支出であります。

1款資本的支出については6万6,000円を追加し3億7,787万8,000円に、1項建設改良費についても同額を追加し3億1,198万円とするものであります。

続きまして、43ページであります。

第4条債務負担行為であります。予算第5条で定めた債務負担行為の事項、期間及び限度額を次のとおり補正するものであります。廃止となります。事業の水道施設機械・電気設備点検業務について、期間を令和3年度から令和4年度とし限度額を4,994万円とし本年当初予算においてご可決をいただいたものであります。水道施設等の更新に伴い各機器の点検項目等が変わることが判明したことにより廃止をお願いするものであります。

続きまして、第5条議会の議決を経なければ流用することができない経費であります。予算第7条に定めた経費、職員給与費の金額を4,680万円に改めるものであります。

第6条他会計からの補助金で、予算第8条中1億2,772万6,000円を1億2,656万9,000円と改めるものであります。

事項別明細書94ページをお願いします。

令和2年度大和町水道事業会計補正予算内訳書であります。

収益的収入及び支出の収入であります。

1款水道事業収益1項3目その他営業収益の雑収益になります。昨年度落合地区の子育て支援事業関連に伴います舗装本復旧分の負担金であります。

2項1目他会計補助金の一般会計補助金については、コロナ感染症対策事業として行いました基本料金の減免の額確定によるものでございます。

次に支出でございます。

1款水道事業費用1項1目浄配水費の手当については、職員時間外勤務手当であります。

2目総務費の旅費であります。12月議会においてご可決をいただきました水道技術管理者実地研修旅費について、今回のコロナ感染症に伴い日本水道協会より延期の通知が届き減額をお願いするものであります。

95ページになります。

資本的収入及び支出の収入であります。

1款資本的収入3項負担金1目工事負担金で吉田川床上浸水対策特別緊急事業に伴う高田中央橋工事において配水管添架工事を行っており、その工事に対します宮城県からの負担金についてお願いするものでございます。

続きまして、支出であります。

1款1項建設改良費1目配水管布設事業費の調査設計費であります。吉田地区への配水管でわっぱ橋への添架構造として水管橋の更新を予定しておりましたが、管理者

であります宮城県と協議した結果単独構造として整備することとなったことによりその下部工の設計費についてお願いするもので、執行残を充ててなお不足します6万6,000円についてお願いするものであります。

以上であります。よろしく申し上げます。

議 長 (高平聡雄君)

お諮りします。

本日はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は、3月1日の午前10時です。

大変ご苦労さまでございました。

午後2時46分 延 会